

上山市議会会議録

第504回定例会

一般質問

(令和2年9月7日)

令和2年9月 第504回定例会 一般質問

令和2年9月7日（月）

一般質問議員及び質問要旨

期日	順位	質問議員	質問要旨	ページ 番号
9 月 7 日 (月)	1	川崎 朋巳	1 コロナ禍における避難対応と避難所運営のあり方について (1) 分散避難等を含めた新たな避難方法、場所の確保 (2) 職員体制の構築 (3) 上山市防災ファイルの追録	34～43
	2	守岡 等	1 新型コロナウイルス感染症第二波対策の強化について (1) PCR検査体制の構築 ア 唾液によるPCR検査の医療機関への委託及び検査費用、防護資材の助成 イ 医療・福祉・教育等に携わる人に対する検査の実施 (2) インフルエンザ予防接種費用の助成対象拡大 (3) 生活困窮者への支援制度の創設	43～53
	3	枝松 直樹	1 脱炭素社会を目指す取組について (1) 「ゼロカーボンシティ」の表明 (2) 森林資源の活用方策 ア 森林経営管理制度の課題と適正運用 イ 山林の地籍調査実施の必要性 (3) バイオマスボイラーによる熱利用普及 (4) 再生可能エネルギー機器導入に対する補助金創設	53～65
	4	谷江 正照	1 駅前広場整備事業の大幅な見直しについて (1) 現況の駅前広場ですぐに行うべき安全対策等 ア 歩行者通路の明確な分離 イ 駐輪場の移転による自転車通行の安全確保 (2) 市民の意向を反映した駅東側を含めた駅前広場整備計画づくり	65～76

令和2年9月7日（月曜日） 午前10時 開議

議事日程第2号

令和2年9月7日（月曜日）午前10時 開議

日程第 1 一般質問
(散 会)

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員（15人）

1番	谷 江 正 照	議員	2番	石 山 正 明	議員
3番	佐 藤 光 義	議員	4番	守 岡 等	議員
5番	高 橋 要 市	議員	6番	棚 井 裕 一	議員
7番	尾 形 み ち 子	議員	8番	長 澤 長 右 衛 門	議員
9番	川 口 豊	議員	10番	中 川 と み 子	議員
11番	神 保 光 一	議員	12番	枝 松 直 樹	議員
13番	川 崎 朋 巳	議員	14番	高 橋 義 明	議員
15番	大 沢 芳 朋	議員			

欠席議員（0人）

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長 兵 衛	市 長	山 本 幸 靖	副 市 長
尾 形 俊 幸	庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事務局長	富 士 英 樹	市政戦略課長

平	吹	義	浩	財 政 課 長	前	田	豊	孝	税 務 課 長
木	村	昌	光	市民生活課長	鈴	木	直	美	健康推進課長
鏡		裕	一	福 祉 課 長	齋	藤	智	子	子ども子育て課長
鈴	木	英	夫	商 工 課 長	佐	藤		毅	観 光 課 長
漆	山		徹	農林夢づくり課長 (併) 農業委員会 事務局 長	須	貝	信	亮	建 設 課 長
秋	葉	和	浩	上下水道課長	武	田		浩	会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
佐	藤	浩	章	消 防 長	古	山	茂	満	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長
土	屋	光	博	教 育 委 員 会 長 管 理 課 長	遠	藤		靖	教 育 委 員 会 長 学 校 教 育 課 長
大	澤	泰	雄	教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	高	橋	秀	典	教 育 委 員 会 長 ス ポー ツ 振 興 課 長
板	垣	郁	子	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員	花	谷	和	男	農 業 委 員 会 長 会
大	和		啓	監 査 委 員	舟	越	信	弘	監 査 委 員 会 長 事 務 局

事 務 局 職 員 出 席 者

金	沢	直	之	事 務 局 長	鈴	木	淳	一	副 主 幹
渡	邊	高	範	主 査	齋	藤	理	恵	主 任

開 議

○大沢芳朋議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第2号によって進めます。

日程第1 一般質問

○大沢芳朋議長 日程第1、一般質問であります。

初めに、13番川崎朋巳議員。

〔13番 川崎朋巳議員 登壇〕

○13番 川崎朋巳議員 おはようございます。議席番号13番、会派孝山会、川崎でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

コロナ禍における避難対応と避難所運営の在

り方について質問をいたします。

令和2年7月27日から降り続けた豪雨は、県内はもとより本市にも甚大な被害をもたらしました。幸いにして負傷者等の発生はなかったものの、7戸の住宅と17戸の店舗・施設等が床下浸水、道路や農業施設等にも大きな爪痕を残し、行政においても現在復旧に向けた対応が図られているところであります。

豪雨に際し、7月28日早朝からの大雨警報、土砂災害警戒情報を受け、午後1時25分に本市の4,023戸、1万817人を対象に避難勧告が発令されました。令和元年度の台風第19号による豪雨時に引き続き、本市では避難所が開設され、翌日、避難情報の発令が解除になるまで、最終的に300人超の方が避難所を利用されることとなりました。

ただ、令和元年度の台風第19号による災害時の避難所の状況と大きく異なるのは、現状がコロナ禍であるということです。

現在、本市では新型コロナウイルスの感染については落ち着いていると言えますが、全国においてはいまだに感染が拡大している状況であります。新しい生活様式を遵守しながら、状況の悪化に引き続き備えていく必要があります。

避難所の運営に当たっては、避難所の過密状態の防止、衛生及び健康管理の徹底、避難者自身の感染予防、感染拡大防止策の理解と協力、感染が疑われる避難者への対応など、これまでの避難所の運営に加え、新たな措置を講じていく必要がありますが、日常生活のみならず、避難所運営にも反映させていかなければなりません。

東日本大震災をはじめ、これまでの大規模な災害時においても、インフルエンザやノロウイルス等集団感染によるリスクが指摘されてきま

したが、情報収集や事前の予測と備え、また令和2年5月に県が発表した避難所における新型コロナウイルス感染症ガイドラインに基づいて、初めて向き合うコロナ禍における避難所運営に際して、大きな問題もなく対応がなされたと聞いています。

収束のめどがいまだ立たない新型コロナウイルスと災害を、本市が同時に迎えなければならない可能性がある状況下において、一方で課題も浮き彫りになったと考えます。

特に、豪雨災害を例に取れば、平成27年の水防法の改正により、洪水が発生したときに浸水が想定されるいわゆる浸水想定区域を定める上での想定降雨量が、河川整備等の計画で想定している計画規模の降雨量、これまで100年に一度程度の大雨とされていたものから、想定できる最大規模の降雨量、1000年に一度程度の大雨に改められ、新たな浸水想定区域が県より公表されました。

前川や須川に沿ってまちが形成されてきた本市の浸水想定区域が大きく広がることとなりましたが、浸水想定区域が拡大したことにより、洪水時に使用できる避難所が以前より限られることとなり、このたびの豪雨災害においては浸水想定区域外に10の避難所が開設されました。

洪水時は限定的に避難所を開設しなければならないことに加えて、避難の際、過密状態を避け、間隔を空けた上で避難いただかなければならないコロナ禍における状況の下、1避難所における収容人数がこれまでどおりにはいかないこととなります。

洪水時の避難所が浸水想定区域外に限られることや、避難による影響を受ける期間を考えたとき、過密状態を回避するために親戚や友人宅に避難する分散避難や、民間と協力した避難場

所の確保、また自動車で避難所に来られて車中泊での避難を選択された場合の対応など、検討していく必要があると考えますが、市長の御所見を伺います。

次に、職員体制の構築についてであります。

災害の発生により避難所を開設、運営する場合、これまでと異なる状況下の中、できる限り多くの避難所の開設とより多様な運営に際し、さらに多くの職員が携わらなくてはなりません。

また、災害が長期化した場合、市役所における通常業務を復旧・維持しながら、避難所対応に当たる必要があります。

これらに対応するため、職員体制の構築とスムーズな避難所運営を図るための研修や訓練等を行うべきと考えますが、市長の御所見を伺います。

最後に、上山市防災ファイルの追録についてであります。

市では、市民の防災意識の向上と日頃から防災に備えるため、上山市防災ファイルが全戸配布されています。このたびの災害においても改めて手に取られた方もいらっしゃると思います。

浸水想定区域が新たに公表されて範囲が広がったことに基づき、洪水ハザードマップの改定と併せて防災・減災に関する情報を更新したものが、令和2年4月に配布されています。

ただし、当然ながら、新型コロナウイルス感染症に係る項目は記載されておらず、避難する際や避難所における注意事項等が記載されていません。

特に、県が公表したガイドラインにおいては、非常時に持ち出すべきものとして、これまで上山市防災ファイルにも記載があった、常備薬や非常食、ラジオ等に加え、マスク、石けん等の

消毒液、体温計の表記があり、避難者自身の感染予防、感染拡大防止のため必要なものであると考えます。

これら項目とコロナ禍における避難の在り方等を上山市防災ファイルに追録すべきと考えますが、市長の御所見を伺います。

○大沢芳朋議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 13番川崎朋巳議員の御質問にお答えいたします。

初めに、分散避難等を含めた新たな避難方法、場所の確保について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が収束しない中、感染拡大防止策を考慮した避難所の収容可能人数が従来よりも限られることから、今後、民間施設の活用も含め、関係団体等と協議を行い、新たな避難所の確保に努めてまいります。

なお、親戚や知人宅等への分散避難及び車中泊による避難のほか、浸水する深さよりも高いところで安全が確保できる場合には垂直避難等についても啓発してまいります。

次に、職員体制の構築について申し上げます。

現在、このたびの大雨及び新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所における職員体制並びに避難所の開設・運営マニュアルの見直しを行っているほか、今後、職員のスキルアップとスムーズな避難所の開設・運営を目的とした訓練を実施してまいります。

次に、上山市防災ファイルの追録について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた適切な避難行動を促すため、避難をする際にマスク、消毒液及び体温計を携行するよう記載したチラシを、6月に全戸配布しております。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染

状況等を踏まえながら、防災ファイルに追録が必要な情報等を随時全戸配布してまいります。

○大沢芳朋議長 川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 おおむね良好な御答弁をいただいたと思っております。

初めに、分散避難等を含めた新たな避難方法と場所の確保について申し上げます。

1問目、壇上から申し上げましたように、現状、コロナ禍において避難所のキャパシティーは決まっておりますけれども、もちろんその定員どおり避難されてきた方を収容できる状況にはないということが考えられます。

現状で、中山の遊園が避難所から外されている、52か所が避難所となっているわけですが、コロナ禍以前、そしてコロナにおいて現状間隔を取らなければならない状況で、大まかにその収容可能人数がどれぐらい違うかについて、お示しいただければと思います。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 避難所の避難場所も含めた52か所ということでございますので、そこで大体想定では、12万4,000人ほどがそういった場所に一時的に避難できるというふうに想定しておりますが、コロナの関係になりますと、そういったグラウンド等も全部含めた場所ですのでその数になりますが、当然コロナですと密にならないというふうな状況でございますので、そういう事案につきましては、正確なところは分かりませんが、少なくとも半分程度くらいにはなるのではないかと考えております。

○大沢芳朋議長 川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 ただいま、52か所避難場所として含めた計算ということで12万人、恐らくは半分くらいということで6万人と

いうことになるかと思っております。

ただ一方で、7月28日豪雨による災害を考えた場合、避難所は浸水想定区域外にはなりませんでしたが、そのとき、10か所同時に開設したわけでもございまして、浸水想定区域外に設置する避難所10か所、恐らくですけども、52か所のうち10か所しか開設できない、10か所がいっぱいいっぱいという状況で、単純に20%としていいかどうか計算分かりませんが、大幅に豪雨災害を想定した避難所としては数が少なくなるのではないかなというふうに思います。

そのように考えたときに、今後、民間施設の活用等も含めて関係団体と協議して新たな避難場所の確保を進めていくという答弁をいただきましたけれども、もうちょっと具体的に、例えば想定されるのはある程度の階層、高さが想定される避難場所、または浸水想定区域外でありながら浸水想定区域とも比較的近い場所が理想的なのかなというふうに思いますが、今後、協議検討を進めていく民間団体とどのような場所、どのような建物を想定しておられるのか、詳細にお示しいただければと思います。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 まず、避難所として使える場所というふうなことでございまして、想定しているのは旅館などの宿泊施設などに御協力いただけないかということをご想定しておりますので、そういったところの団体と協議をしていくというふうな形になります。

○大沢芳朋議長 川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 まず、具体的に旅館等と協議していきたいというお話をいただきました。

旅館等を利用する場合なのですが、それは水

害、豪雨災害等に限らず、災害が長期化した場合と考えてよろしいのか、改めてお示しください。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 当然、災害の状況によって長期化する場合等も想定されますので、そういった形も含めた上で、相手があつての話でございませけれども、役所としてはそういったところに協議をお願いしていきたいというふうに考えております。

○大沢芳朋議長 川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 了解しました。

あとは、先ほど答弁の中で、親戚、知人等への分散避難、あとは車中泊による避難という方針が出されましたが、啓発するというお答えであったかと理解しておりますが、ここで車中泊という部分に関して、改めてもう一度その方針を再確認する必要があるのかなというふうに思います。

本市の地域防災計画においては、原則として徒歩での避難、ただ現実として考えた場合、徒歩でのみ避難できる状況にはないのかなというふうに思っています。

例えば、今回の豪雨による災害、上山小学校が最も多く避難されたわけですが、少なくとも上山小学校に歩いて行ける人が全てではないのかなというふうに思っています。

そのように考えた場合に、車中泊、一方で原則として徒歩での避難を勧めているわけですが、改めてこれからの本市の避難に対する考え方の方向性についてお示しいただければと思います。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 避難所については、基本的に高齢者やそういった障がいをお持ちの方が、

徒歩においても歩ける範囲内に設けるとというのが原則だというふうになっております。

ただ、先ほど議員がおっしゃったとおり、必ずしも避難所が浸水想定の場合については限定されてしまうということで、どうしてもある一定程度距離があるところからの避難という部分についても想定しなければいけないというふうに考えておりますので、そういった中においては車での避難というのも当然あるというふうに想定しておりますので、そういった中で車中泊については一定程度効果はあるのかなと。

ただ、エコノミークラス症候群といった、長期化した場合にそういった課題もあるということです。そういった部分も踏まえた上で、そういったリスクなども十分周知をした上での対応というふうなことで考えているところでございます。

○大沢芳朋議長 川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 今の課長の答弁を伺いますと、大きな方針については変えないと、現状のまま、車中泊等を含めた避難についての対応を広げていくという考え方でよろしかったのかなというふうに思います。

先ほど民間施設の活用を含めという話がありました。特に、旅館などを想定しているということでした。

浸水想定区域、特にこの部分に関しては、想定される豪雨災害の話をさせていただいておりますけれども、やはり現状、避難所に対する距離的な問題というのが喫緊の課題であるのかなというふうに考えるところです。旅館等、これからの協議の中でどのように活用させていただくのか、どのように協議を進めていただくのかによって、行政としての対応も変わってくるのかなというふうに考えておりますけれども、本

当に難しい問題であると思います。

特に、今回の豪雨災害において最もよく聞かれた話として、避難方法についてでありますけれども、本市の防災ファイルをはじめ、その避難所の指定がない、どこの避難所に行ってくださいというような指定がないということですね。

これは非常にメリット・デメリットいろいろ考えた場合ですけれども、例えば避難所を行政が指定すると。もちろん川を渡る際に危険性がある、または移動の際、近くない場合において道路等に被害が生じていた場合避難が難しくなるケースがある。また、身近な場所じゃないために、地理的なふだんからのなじみというものが薄いために、避難に対する難しさがちょっと考えられるのかなと思います。

それで、ちょっと調べてみたんですけども、県内13市、ちょうど令和2年4月にそれぞれの自治体で水害をはじめとする防災マップ更新が行われているところで、現在、ホームページ上で様々な自治体の状況が確認できる状況であります。

それで、13市について調べてみたんですが、13市のうち避難のルートの指示がされていないような自治体というのは、本市を含めて4自治体でありました。

考えたときに、大半が避難所の指定または避難方向、そのルートに関してあらかじめ明記してあることによって、例えばこのような災害が起こった場合、このような場所に行けば、そのルートなんかも想定しやすいのかなというふうに思います。

もちろん現状、避難場所が少ないために、このような対策を取られるという答弁をいただいたところでございますが、避難方法の1つとして、あとは平時からの意識と安心感を市民の方

に与えるために、例えば避難の場所、あとルートの指定等を今後していく考えはあるのかについて、改めてお考えをお示しいただければと思います。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 避難場所の地域ごとの指定というふうなことだと思いますけれども、またあと、そこに行くまでの標準的なルートを設定する考えということだと思いますけれども、それにつきましては、やはり災害の種類、それから災害の程度によって、通常は通れた道が通れなくなる、先ほど議員もおっしゃったような状況下も想定されているというふうなことで、現在のところ、具体的な避難場所として開設できる場所は安全な場所だということでエリアメール等でお知らせをしていると。ただ、それに対して、どこの地区の方はどこに避難していただきたいというような情報は入れていないというのが現状でございます。

また、そういったものについて日頃より防災の出前講座等においては、必ずそういった形で30か所ほど避難所としてはありますけれども、いろんな災害によっては開ける場所と開けない場所がその都度変わりますというふうな話をさせていただいております。

その上で、できればできるだけ自主防災組織の単位で避難のほうを行ってくださいというふうなことを重ねてお願いをしているような状況でございますので、そういったところを地道にしながら、それから、防災ファイル等でももう少し分かりやすくするような工夫などをして対応していきたいというふうには、現在、考えているところでございます。

○大沢芳朋議長 川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 それでは、現状のま

まの対応、啓発等を含めた防災意識または避難場所は災害の種類によって変わるんだよということを市民に周知した上で、現状のまま対応を図るということなのか。それとも、今後、避難所の状況または新たな避難所を確保された時点において、ほかの大半の自治体同様にルート指定、場所指定等をする考えがあるのかについて、改めてお示しいただければと思います。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 まず仮定の状態でございますので、協議をして確保ができたというふうなことで、それが一定程度数が出てきたとなれば、その次のステップという形で検討はしていきたいと思いますが、現時点ではやはりそういった普及啓蒙が先というふうな形で考えているところでございます。

○大沢芳朋議長 川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 改めて、コロナ禍における避難所のキャパ不足、当然想定されるものですし、こちらの民間団体等との協議については可及的速やかに進めていただきたいというふうに思います。

それが本市市民の安全安心にもつながることであると思いますし、その他、避難所を要さない、特に自助であったり共助であったりという中での避難方法についても引き続き啓発をしていくというような答弁でございましたので、重ねてよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

次に、職員体制の構築ということで、先ほど開設・運営マニュアルの見直しを行っているということでございますけれども、その完成時期について、現状どのように考えておられるのかについて、改めて御回答をお願いいたします。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 避難所の開設・運営マニュアルにつきましては、今、作成したものを、前回の豪雨災害のときに各課のほうから従事した方を含めて広く意見をいただいております。それらに基づきまして会議を一度開催しまして、それで修正点を確認しておりますので、それを今現在、確認作業をしているところでございます。

今も台風10号というふうなことで来ておりますので、なるべくもう今月中には新しいものを使ってまた対応に当たっていききたいというふうに考えております。

○大沢芳朋議長 川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 今回議会で取り上げる以前から対応されていたということで、こちらについても引き続き早い段階での意見集約と体制の構築というものをお願いしたいというふうに思います。

次に、避難所の開設・運営を目的とした訓練、これは対象はどういう人が対象になるのか。また、こちらについてもどのようなタイミングで開催するのかについても、現状分かるところがあればお知らせいただきたいなと思います。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 マニュアルを作成するのに併せまして、それに従事する予定の職員を対象に、避難所の開設と運営までの訓練を実施する予定でございます。

○大沢芳朋議長 川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 あと、壇上で申し上げたんですけれども、もしも災害が大規模になった場合、市役所の業務、当然行わなければならない業務が滞ってしまう可能性というのが考えられます。そういった場合の対応については今後どのようにしていくのかについて、現状お

考えがあればお聞かせいただければと思います。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 業務の継続という部分だと思えますけれども、そちらにつきましても、地震とか今回のようなコロナというふうなことで、一定程度そういう計画というものを現在作成を一部できているところがありますので、それも併せて、それに基づいて、なるべく業務の中で必ずやらなければいけないものというふうな部分等もありますので、それらをまとめた形で対応を進めたいというようなことで考えているところがございます。

○大沢芳朋議長 川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 現状、例えば避難所における配置、入り口で消毒をしていただく、または体温等の状況を確認いただき紙を書いていただく、または間隔を空ける等、そのレイアウトに関するマニュアル等はあらかじめ完成しているというふうに伺っております。

あと、先ほどちょうど課長のほうからもありました、職員体制の構築、非常に重要な項目であると思えますと同時に、避難所の数が増えるということは避難所運営に携わる人も増える、職員負担も同様に増加していくものというふうに考えております。

先ほど自主防災組織に言及されましたわけですが、引き続き、地域の方、御協力いただける方に対する啓発またはその御協力いただけるような体制、それについても考えていく必要があると思えますが、現状、出前講座等で対応されている状況ではございますが、これからの展望としてどのようにお考えかについて改めてお聞かせいただければと思います。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 避難所の運営の部分とい

うふうなことも含めてだと思えますけれども、当然自主防災会の組織というものが非常に大切になると考えております。あくまで現状の中では、そういった出前講座とか機会を捉えてこういった初期対応について、例えば避難所という形でないとしても、今現在でも一部の地区においては、地元の安全な公民館などを地区の有志の方が開放していつでも受け入れてくれるというふうな連絡なども、今回の豪雨災害でも数か所からいただいておりますので、そういった事例なんかも含めて、こういうことをできるんだよというふうな部分も併せて周知できればなというふうに考えておるところでございます。

○大沢芳朋議長 川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 地域の公民館を開けて、まずここに避難したらいいんじゃないかみたいな話をされていた地区、何件かあったというふうに聞いております。

避難所における役割として、もちろん様々な諸問題があると思えますので、職員がやらなければいけない部分については職員がやらなくてはならないのかもしれませんが。

ただ、本当に自分の安全安心は自分で守らなければならないですし、加えて、そこに行政であったり周りの人であったりの助けがあって初めて、安全安心というのが守られるというものかなというふうに思っておりますので、引き続き、今申し上げた点については御対応のほどを重ねてお願い申し上げたいと思えます。

最後に防災ファイルの追録について、先ほど答弁では、チラシを6月に全戸配布していると。また新たな内容の変更等があった場合に追録を考えていきたいという考えであったかというふうに思えます。

これについてですが、今回、上山市が発行し

た防災ファイルですけれども、話を伺ったところ、かなりたくさんの方が手に取られたのではないのかなというふうに思います。

防災ファイルという取組は非常によかったのかなというふうに思う一方で、例えばさっきチラシで配布しましたというような、もちろん財政的負担が大きくなるというのは考えられるわけですけれども、防災ファイルとして手に取ったときに分かるような状況が一番望ましいのかなというふうに思います。

あともう一点、新たに避難所に持参していただきたいものとして、県のガイドラインにはマスク、消毒液、体温計等を持参していただきたいという旨、記載があったわけでございます。

例えば、現状、このような状況下でありますので、避難される方個人個人が、この記載がなくとも対応を図っていただけるようなものであるのかなというふうには思いますけれども、一方で、例えば持っていかなかった場合、その場合ちょっと問題が生じるのかなというようにことも懸念されます。あの人マスクをしてない、あの人持ってないなんていうような、最近そういった問題もあるようです。

そう考えた場合に、本市でそのようなものが備蓄できている、持ってきていただいていない状況でも避難所ごと対応できる状況であれば、チラシ等で1回周知をした、追録はしないという状況でも対応することはできるのかなというふうに思いますが、これらの点について、現在、持ってきていただかなくても対応できる状況にあるのかどうかについてもお示しいただければと思います。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 まず、6月に全戸配布をさせていただいたチラシでございますけれども、

こちらにつきましては、先ほど提案いただきました分散避難も含め、またそのマスク、消毒液、体温計の不足というふうなことの部分を、全体的にコロナの問題もあるということで作ったチラシでございます、そのチラシについては全戸配布というほかに、下のほうに「上山市防災ファイルにとじて保存してください」ということで穴開けの形で、白黒ですけれども防災ファイルの写真をつけて、これにつづってくださいというふうな対応を取らせていただいているところでございます。

また、備蓄等につきましては、例えばマスクをしないで来た人、検温しないで来た人への対応ということだと思いますけれども、受付の際に当然検温もしますし、マスクがない方についてはマスクを配付するという、この間も実際そういった対応を取らせていただいておりますので、そういったものに対応できるだけの備蓄は十分あるというふうに考えております。

○大沢芳朋議長 川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 現状、対応はできるような状況であるというふうな答弁と受け取りました。

あと、先ほど避難ルートの話をさせていただきましたけれども、防災ファイル内にある情報ですけれども、52か所の避難所、避難場所が防災ファイルに記載してございます。例えば、どのような災害があったときにここが避難所になるよなんて、表の中に丸がついているものがあります。

ちょっとホームページの内容と違うので勘違いしてしまうところもあるのかななんて、ホームページを拝見したときに思ったのですけれども、ホームページ内容だと、その避難所の左側に、避難所の具体名が書いてあり、その左側に

地区名が書いてあるんですね。

私はこれを見たときに、ここの地区の人はここの避難所に行ってくださいということなのかなと思ったのですが、そうではないということで若干の、事実誤認するような大きな違いではないとは思うのですけれども、この内容について、もちろん先ほどの答弁からいきますと、追録は考えていないということだと思いますけれども、ホームページで取れる情報、あとは防災ファイルから取れる情報で少々内容が違っているという部分について見解をお示しいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 混乱が生じないような対応を取る必要があるというふうに考えております。必要に応じた追録というふうな考え方でございますので、どういった形がいいのか詰めて、対応をしたいというふうに考えております。

○大沢芳朋議長 川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 現状、追録の必要はないというふうに判断されているということですので、追録のタイミングですね、例えば状況の変化があった場合等追録はされるものと考えております。引き続きよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

ちょうど先ほど課長からもありましたけれども、台風10号、非常に大きな被害が報道等に出されておりました。あと、現地メディアの報道では、本当にコロナは怖いけれども、それ以上にやはり災害のことを考えると避難せざるを得ないと思って避難してきたと。

やはり避難所、本来のキャパシティの2分の1から3分の1程度しか使用できない状況であるなんていうこともメディアのほうで発表されておりました。

今年特に変な天気でもありますし、海水温度の上昇に伴う低気圧の発生、またこれからももちろん本市においても大雨による被害、最も想定されやすいのは豪雨による災害というのが想定されます。

先ほど答弁があった部分においては、できるだけ早く行政のほうで御対応いただきたいというふうに思います。

また、市長におかれましても、ぜひリーダーシップを御発揮いただきまして、民間関係団体との調整含め、引き続きお取組をよろしくお願ひ申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○大沢芳朋議長 次に、4番守岡等議員。

〔4番 守岡 等議員 登壇〕

○4番 守岡 等議員 議席番号4番、守岡等です。

私は、新型コロナウイルス感染症第2波対策の強化について御質問させていただきます。

初めに、今、新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るう中、88万人が死亡し、国内でも1,300人以上が犠牲となっています。こうした方々への哀悼の意を表すとともに、日夜奮闘している医療従事者への感謝の念を表したいと思ひます。

さて、新型コロナウイルス感染症は都市部を中心に第2波とも言える拡大の様相を呈しており、本市にもその影響が及ぶのは必至と言える状況です。

第1波のときには、新型コロナウイルスに対する情報も不足しており、緊急事態宣言に基づく一斉休業や休校によってウイルス感染を予防したことには一定の意義と効果がありましたが、今後も同じような対策を取っていたのでは、日本経済は深刻な打撃を受け、子どもたちの教育

も取り返しのつかない状況に置かれてしまいます。

そもそもワクチンも治療薬も開発途上の段階では、PCR検査体制をできる限り拡大して感染者を発見し、他者に感染させないように速やかに感染者を分離・隔離するのが、公衆衛生本来の任務であったはずですが、我が国においては、検査数を抑える政策が取られ、その結果、無症状の感染者を増やし、感染震源地（エピセンター）ともいべき感染拡大を引き起こし、GoToトラベル事業の実施強行など感染拡大を加速させる事態になっています。

現在、本市における新型コロナウイルス感染症が確認された感染者は5名で、その後、新たな感染者は確認されていません。しかし、新型コロナウイルスの特色である、8割の人は感染しても症状が出ないと言われており、無症状感染者が相当数いることに注意しなければなりません。

山形大学医学部が行った抗体検査の推計値からは、陽性率は0.5%で、県民107万人のうち少なくとも見積もって670人、最大で1万人が新型コロナウイルスに感染していると言われています。

しかも注意しなければならないのは、コロナウイルスは変異を起こすウイルスだということです。スペイン風邪のときには流行が収まりかけたときに急に毒性を増し、死亡者も増えました。当時は戦争中でしたが、免疫力の高い若者に感染したウイルスが、かえって免疫の暴走を引き起こし、多くの若者の命を奪ったということです。この免疫の暴走はサイトカインストームと呼ばれていますが、今日の新型コロナウイルス感染症の軽症者が急に重症化するのも、このサイトカインストームが影響していると言わ

れています。

2020年5月に相撲協会の28歳の力士が新型コロナウイルス性肺炎で死亡したことが発表されました。4月4日から38度以上の発熱があったものの、保健所の電話もつながらず、医療機関も見つからず、速やかな検査や治療ができなかったことが重症化・死亡につながったようです。

実は、今年4月に市内において感染者が出た際にも同様の事例があり、濃厚接触者がなかなか検査を受けられないという状況にありました。幸い本市の事例では感染に至らずに済んだようですが、このように新型コロナウイルスというものは免疫力のある若者ですら死に至らしめる毒性を増す可能性のあるウイルスであり、まして高齢者など重症化・死亡のリスクの高い人たちにとって大きな脅威となるものです。

私は、本市において第2波が来る前に十分な新型コロナウイルス感染症対策を強化する必要があると考え、以下の事項について提案するものです。

まず、PCR検査体制の構築についてです。

ワクチンや治療薬がない中、一定の感染拡大が進むことは覚悟しなければなりません。しかも海外のように都市封鎖・ロックダウンを行うことは法的にも許されず、第1波のときのような全国画一の非常事態宣言に基づく経済活動の自粛や学校の休校措置を取ることは不可能であると考えます。

そうした中で行政が果たすべきことは、感染者を分離・隔離して観察・治療を行いながら、経済や教育を回していくということです。そのためには相当数のPCR検査を実施して、感染者を把握していくことが重要な課題となります。

国や県も飛躍的にPCR検査数を伸ばす方針

を示していますが、既にそれに先駆けて各自治体での取組が進んでいます。

1つは、ドライブスルー方式によるPCR検査の実施です。これは新潟市や名古屋市などで行われています。これまでの検査法では1日に採取できる検体は10件が限界だったようですが、ドライブスルー方式では20件から30件が可能になったということです。

2つ目には、富士宮市で行っているウォークスルー方式というやり方です。本市と同様に保健所を持たない富士宮市では、検査数を増やすために医師会等と協力して、密閉されたボックスから医師が手袋をつけた状態で腕を出し、歩いてきた患者に対応するウォークスルー方式という検査方法を始めました。ドライブスルー方式に比べ、医師の感染リスクが低いのが特徴です。かかりつけ医を通じた予約で受け付けるということで、市のPCR検査は保険診療対象となり、初診料や検体採取料として1,800円が患者の自己負担になるということです。

3つ目には、移動式PCR検査の実施で、千葉県鎌ヶ谷市などで実施されています。ワンボックス車を利用した移動式PCR検査所を導入し、ワンボックス車の後部座席を取り払い、透明なパネルを設置、パネル越しに車外の被験者から検体を採取し、1日15人採取が可能だということです。屋外で検体の採取ができ、医療従事者の感染リスクを最小限に抑えることができるのが特徴です。

4つ目には、東京都新宿区などで実施されている訪問医によるPCR検査です。高齢者施設などで感染すると重症化や死亡のリスクが高いため、できるだけ早く対応し被害を最小限に抑えることが必要となりますが、認知症や持病を抱え検査所に行けない高齢者がほとんどを占め

る高齢者施設においては、本人の状態や家族の事情をよく知っている訪問医がその場で検査できれば、より早い段階で感染を把握し対策が取られるということから始めたそうです。

県内の福祉施設でも、第1波が広がった際には、「入所者を病院など施設外に出すことは困難だ。施設内で対応を図るしかない。その際、施設内で感染が広がることも覚悟しなければならない」と職員に説明があったそうですが、クラスターを最小限のものにするためにもこうした対応が必要だと考えます。

5つ目には、今、全国各地で広がっている診療所で唾液を使ったPCR検査です。唾液を検体に使い、検体は民間検査機関に搬送され、二、三日で検査結果が分かります。医療従事者の感染リスクも低減し、東京都練馬区内では100か所を超す診療所がPCR検査をする意向を示していると報道されています。

6月2日に厚生労働省は唾液を使うPCR検査の実施を認め、都道府県に通知しました。鼻の奥の粘液を綿棒で採取する従来の方式はせきやくしゃみが出やすく、検体を採取する医療従事者に感染するリスクがあり、また、病院で採取する場合、医師や看護師の防護服の着脱、採取後の部屋の消毒を含め、1人につき30分から40分かかっていたのですが、唾液を使う検査は本人が容器に唾液を出すだけで済むため、短時間で、しかも感染の危険性も少なく済むということです。

こうした各自治体の取組を参考にしながら、本市において以下のような検査体制の整備を図ることを提案します。

1つには、唾液によるPCR検査の医療機関への委託及び検査費用、防護資材の助成についてです。

唾液によるPCR検査の実施について医療機関に委託し、検査費用の公費負担と医療機関における防護資材の整備について助成を行うことです。

高熱など新型コロナウイルス感染の症状を示している人は保健所などでの検査が義務づけられています。最も多くの感染源となっている無症状感染者をいかにして発見するかが、今後の対策の基本となります。いつでもどこでも何度でも検査を受けられる環境整備が、今後、本市における感染症拡大を食い止める鍵になると言っても過言ではありません。

厚生労働省も、濃厚接触者に対する検査とは別のものとして行政検査を行うことが可能であり、医療機関との行政検査に係る契約締結を積極的に進め、地域の医師の判断の下に迅速な検査が受けられる体制を強化されたいと通知しています。

また、検査に必要な検査・防護のための資材の整備について、市で積極的に助成することが求められています。

次に、医療・福祉・教育等に携わる人に対する検査の実施です。

人々が社会生活を営む上で欠かせない生活インフラや社会インフラを維持する仕事に従事している人々は、エッセンシャルワーカーと呼ばれているようですが、こうした方たちはウイルスに感染するリスクも高くなっており、日頃から定期的に検査を実施し、安全性を確保しておく必要があります。仮にこうした方たちの中で感染が広がった場合でも、感染源を特定し、より感染が広がらない対策を取る上でも検査は有効です。

東京都世田谷区は、区内全ての介護施設職員や保育士など2万人以上を対象にして、症状の

有無にかかわらず、一斉にPCR検査を行う方針を固めました。総額およそ4億円の費用は公費で負担するということです。

こうした医療・福祉・教育等に携わる人に対する検査の実施について、市長の御所見をお示しください。

次に大きな2番目として、インフルエンザ予防接種費用の助成対象拡大についてです。

夏になっても衰えを見せない新型コロナウイルスですが、秋から冬にかけてはさらに勢いを増すのではないかと専門家もいます。少なくとも今の状況の下でも、インフルエンザの流行と重なった場合、医療機関等において大変な混乱が生じることが予想されます。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザには、発熱や上気道症状などの共通の症状があり、インフルエンザと思って医療機関を受診した人により、さらに新型コロナウイルス感染が増える事態も予想されます。

こうした混乱を少しでも減らすために、インフルエンザ予防接種の数を増やす必要があります。インフルエンザはワクチンが開発されているため、ワクチンを接種すればインフルエンザに罹患する割合は大幅に減らすことができます。

さらに、アメリカ・コーネル大学の医師たちからは、インフルエンザワクチン接種率と新型コロナウイルス感染症死亡率に有意な相関があることが示され、インフルエンザワクチン接種率が高い地域では新型コロナウイルス感染症による死亡率が低いことが明らかになっています。

まだ仮説の段階で、エビデンスとして確立したわけではありませんが、インフルエンザワクチンが新型コロナ感染を予防する可能性もあることが指摘されたのは重要です。

今、本市においてはインフルエンザ予防接種

助成として、65歳以上の高齢者に2,000円、生後6か月から就学前までの乳幼児に2,000円の2回、公費から助成されています。

新型コロナウイルス感染症が収束の見通しが立たない下、インフルエンザ予防接種公費助成の対象を拡大し、少しでも新型コロナウイルス感染症対策を進めることは意義があると考えます。そこで、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、インフルエンザ予防接種助成対象を全ての小中学生に拡大することを提案します。市長の御所見をお示しください。

大きな3番目として、生活困窮者への支援制度の創設です。

今回のコロナ禍で職を失ったり収入が大きく減少した市民からも痛切な声が寄せられています。緊急的な対策の1つとして、社会福祉協議会を窓口とする新型コロナウイルス感染症に係る生活福祉資金特例貸付けがあり、既に多くの市民が活用しており、またこの制度を利用した世帯に食の支援も行われており、大変喜ばれています。

しかし一方で、既にこれまでほかの貸付制度を利用しており返済が滞っていない方は、この制度を利用できず、明日の食いぶちにも困っているという方が数名いらっしゃいます。

また、最後のセーフティーネットとして生活保護制度があるわけですが、全国では生活保護の申請件数が25%増している中、本市においてはスティグマ、いわゆる恥の文化の問題があり、なかなかこの制度を利用する世帯が増えないという状況にあるようです。

こうした状況の下、生活困窮者への支援制度を創設することを提案します。市長の御所見をお示しください。

以上で第1問とします。

○大沢芳朋議長 守岡等議員に対する答弁の前に、この際、10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

○大沢芳朋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

守岡等議員の質問に対する答弁を求めます。
市長。

[横戸長兵衛市長 登壇]

○横戸長兵衛市長 4番守岡等議員の御質問にお答えいたします。

初めに、唾液によるPCR検査の医療機関への委託及び検査費用、防護資材の助成について申し上げます。

今後のPCR検査体制の充実につきましては、現在、県において検査体制の強化を進めるとともに、県医師会においても各地域における検査体制の拡充の検討が進められていることから、現時点で市が独自にPCR検査の委託をする考えは持っておりません。

また、必要な防護資材については、検査体制に応じて、今後、国から無償配布される予定になっております。

次に、医療・福祉・教育等に携わる人に対する検査の実施について申し上げます。

本県及び本市における現在の感染状況においては、感染者等が出た施設で必要に応じ幅広い対象者の検査を実施することが、クラスターの発生及び感染拡大防止に効果的であると考えことから、現時点では定期的なPCR検査を一斉に行う考えは持っておりません。

次に、インフルエンザ予防接種費用の助成対象拡大について申し上げます。

今冬、新型コロナウイルス感染症とインフル

エンザの同時流行が懸念される中、医療機関に混乱を生じさせないためには、インフルエンザの重症化防止が重要であることから、全ての小中学生への助成対象拡大ではなく、重症化防止のために国が示す優先的な接種対象者である妊婦及び小学校1・2年生に対し、今年度より助成を行ってまいります。

次に、生活困窮者への支援制度の創設について申し上げます。

生活福祉資金特例貸付け等の支援制度による自立が困難な世帯の方から、市社会福祉協議会や民生児童委員に相談があった際には、その相談内容に応じて市へ情報提供していただき、生活保護制度の申請を促すようにしておりますので、生活困窮者への支援制度を創設する必要はないと考えております。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 まず、このPCR検査の委託についてでありますけれども、県において検査体制の強化を進めるとともに、県医師会においても各地域における検査体制の拡充の検討が進められているので、本市内での検討はしないということですが、この県あるいは県医師会のこうした検討によって、本市内で検査ができる可能性を示唆したものであるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 市内での検査体制が取れるかという点につきましては、市医師会と県医師会のほうで今調整しておりますので、その結果次第だと思っております、現時点では申し上げることはできません。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 そういふこれから県医師会と市医師会との協議が始まると思っておりますけ

れども、もし仮に、医師会のほうでPCR検査を実施するという場合に、これは行政検査という位置づけになるのでしょうか。つまり公費からその診療報酬の分が助成される、こういうことですか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 9月4日に厚生労働省の対策本部のほうから各都道府県に通知が出ておりまして、県において診療及び検査の医療機関というものを指定することになっておりますので、それにのっとりまして行政検査をすることになると思います。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 やはり3月から4月にかけてかなり流行した際には、1次感染、いわゆる直接感染ではないけれども、家族とかとの接触があつていわゆる2次的、3次的なそういう接触があつて、しかも微熱とかそういう症状を示した人が私の周りにもいたんですけれども、そういう人たちがじゃあ検査してくれと言って、なかなかそのときはもう保健所でしかできなかったものですから、そういうキャパシティの問題からできなかったと思うのですけれども、やはり今後それが改善されて、そういう2次、3次の症状のない人でも検査できるような体制ができるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 厚生労働省のほうでも、濃厚接触者以外でも無症状者、医師が必要と判断した場合は検査をするということを示しておりますので、可能になると思っております。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 それと、こういうふうに民間での検査が可能になるということは、保

健所の本来の機能を発揮する上でも非常に重要だと思えます。

3月、4月の段階では、とにかく保健所は日中はその検査して、本来の公衆衛生的な業務である感染ルートの判明というのも夜中にやっていたというようなことも聞いていまして、やはり保健所本来のそうした感染対策を進める上でも、非常に今後期待が持てるのかなと思えます。

あと、もう一つ、3月、4月の段階でも、ある施設の問題を1問目で示しましたけれども、やはり施設内でお年寄りや障がい者が感染した場合に、とても山形保健所までは行けないと。身近でもそういう検査を受けられないということで、そこの施設長はもう最初から覚悟を決めて、もうここが1つのクラスターになるのを覚悟して皆さんも仕事に励んでみたいなことを言ったそうですけれども、やはりこういったことも改善されて、たとえ施設内で感染者が出てもすぐに隔離されて市内のそういう検査が受けられる見通しがまずあるという、こういう理解でよろしいですか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 その感染状況等によるかと考えておりますが、あと、実際の検査の検体を採取する医療機関の体制が少なくとも今よりは拡充されると考えておりますので、そういう対応になっていくかと思えます。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 PCR検査の必要性について、一番根本的なことをお聞きしたいのですけれども、前回、第1波の段階では、とにかくあらゆる業務、教育活動をストップして、一定とにかく封じ込めるというこうした一斉画一的な休業・休校対策が取られたわけですがけれども、今後もし第2波が市内においても生じた場

合に、そういった休業・休校対策をどういうふうに考えているか、市長及び教育長にお尋ねしたいのですが。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 本市においては4月12日から発症者が出ておらないということですが、これはやはり市民一人一人がきちっと対応策、自己防衛、そういう形の成果ということだと思いますし、また、医療機関とかそういった方々の努力だと思っております。

2波ということですが、やはり今言われていることは、先ほどの質問にもありましたように、コロナ対策をしっかりと同時にやはり経済活動を併せてやっていくということが、今1つの流れになってきておるわけでございます。

そうしますと、やはり今までのような経営、事業形態、そういうものを変えていくということが当然必要なわけでございますので、そういった中で、いかにして事業者の方もあるいは市民の方も、そういった形で危機感を持って経済活動も併せてやっていくということがより大事だと思えますので、そこはこれ以上本市において発症者が出ないような対応策も含めて、両輪といいたしでしょうか、経済活動も感染防止も併せてやっていかなければ経済も大変な状況になりますので、現在も大変な状況にありますけれども、そういったことを考えながらやっていく必要があるというふうに考えております。

○大沢芳朋議長 教育長。

○古山茂満教育長 感染の第2波というふうなことで、全校を休業・休校に関してでございますけれども、第1波のときには、議員が話されたように、いろいろな情報がなくて分からない状況の中での休業・休校でございました。

それで、今は大分コロナのことに関しては分かかってきた部分もあるわけですがけれども、今後、第2波の状況にもよりますけれども、先ほど申し上げました、分かかってきたということの状況から、そういうことも含めて、原則的には全校休業・休校ということについては考えてはおりません。

ただ、学校関係者が感染したなんていう場合についてはまた考えなくちゃならないわけですがけれども、その具体的な対応については学校教育課長からお答えいたします。

○大沢芳朋議長 学校教育課長。

○遠藤 靖 学校教育課長 児童生徒を含む学校関係者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応につきましては、文部科学省それから県の発出文書を踏まえて、本市としての対応マニュアルを作成しております。

具体的には、感染が認められた場合は当該校を一時的に休業すると。この一時的といいますのは、疫学調査等の結果によって、結果の確認あるいは協力等、あるいは校内消毒等によるものであります。

また、学校関係者に濃厚接触者が出た場合につきましては、当該校を必要に応じて臨時休業するというところに、マニュアルでは今定めているところです。

いずれにしましても、感染状況によって、先ほど教育長が申し上げたようなところもあるかと思いますが、本市においては、現在、一斉休校ということは考えていないということであります。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 一斉休業・休校はやはり考えていないということで了解しました。

そうすると、やはり今後の対応というのは、

そういうスポットスポットの、本当にどこが感染源になっていてどういう感染ルートでというふうな対策、つまりやはりPCR検査をきめ細かく行うということがより必要になってきていると思いますので、市での対応でなくても、いろんな民間機関の協力でその辺の検査ができるようにしていただきたいと思います。

次に、医療・福祉・教育等に携わる人に対する検査の実施ということで、市長の答えとしましては、定期的ではなくて必要に応じてという答えでしたけれども、やはり今一番問題になっているのは、無症状の感染者が感染源となって、それが一番大きな感染の理由になっているようです。

この無症状感染者がある日急に重症化して亡くなられたというのが、つい最近でもありました。これがやはりコロナウイルスの一番怖いところですがけれども、現状対策は、今までの線の対応、いわゆるクラスター対策ではなくて、面対応、いわゆるエピセンター対策というのが非常に重要だというふうになっています。

そうした状況において、本市でもクラスター対策ではもう追いつかなくなった場合には、やはり面対策として定期的なあるいは広範囲なPCR検査、これは今から危機管理上、準備しておくということが非常に必要だと思います。

危機管理で最も重要なのは、やはり最悪の場合を想定して、そこから順序立てて対策をつくっていくというのがいわゆるリスクマネジメントの基本ですがけれども、その意味でも、この面対応、極端な話、市民全体を対象にしたPCR検査のそういう体制構築というものも検討しておいてもよろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 先ほども申し上げましたが、基本的には、感染状況に応じた検査体制をまず整備していくことが必要だと思っております。真に必要な人が検査を受けられる体制というものが、まず最低限維持されるべきと思っております、議員がおっしゃられるような検査、そちらはもちろん感染状況によっては必要になってくるかと思いますが、まずは検査体制が受け入れることが可能なかどうか、これと併せて考えていく必要があると思っております。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 やはり今、例えば都会のほうで大変な感染状況になっている原因としましては、第1波が収まった時期にきちんとその辺の第2波対策を取っていれば、こんなに感染は広がらなかったというのが専門家の見方でありまして、本市のような今感染が広がっていない状況の下で、次のそうした対応を取るのは非常に重要だというふうに私は思います。

そうした意味で、第1問目で世田谷区を取組を紹介しましたがけれども、それ以外でも、観光地那須塩原市では、市内の観光事業者2,000人に定期的なPCR検査を実施して、その検査費用の半額を助成するという事です。こうした安全安心の見える化で、市民の不安を払拭しようというふうな取組もされているようです。

あるいは、特に心配なのが学校の先生と子どもたちなわけですがけれども、燕市では、市独自にPCR検査を補助することを決定しましたがけれども、特徴的なのが、教育現場における安全性を確立するために、市内で教育実習を行う学生にPCR検査を実施してその助成を行うということを決めたようです。

とりわけ学校という環境は一定の密になるこ

とが避けられず、最近では学校そのものがクラスター化する事例も増えているようです。教師や子どもたち、そして外部からの教育実習生が検査を受けて安全性を担保することが必要だと考えますけれども、いかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 先ほどと同様に、やはり感染状況と検査の受入れ体制、これを併せて考えますと、今、議員から出されたような一斉に、そして定期的な検査というものは、現時点では行う考えはありません。

○大沢芳朋議長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 教育実習生につきましては、実習の始まる2週間前から健康状態をチェックし、また、実習中も朝の健康観察等を行っている状況であります。そういった下で教育実習を行っているというところでございます。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 この間の自衛として、2週間待機して安全だと分かっている、実は無症状感染者だということが後になって分かるという事例が多いそうで、もう一つ先を行った対策が必要だということをちょっと指摘させていただきます。

次に、インフルエンザ予防接種費用の助成対象拡大ということで、これは妊婦及び小学校1・2年生に助成対象を拡大するという事で、大変ありがたいことだと思います。

山形県の衛生研究所も、この間の疫学調査に基づいて新型コロナも冬期に流行するおそれがあり、インフルエンザを含めた同時流行の可能性があるということを指摘してしまして、本当に時宜にかなった取組だと思います。

そこで重ねてお尋ねしたいのは、この助成費用はこれまでと同じ2,000円なのか、ある

いは子どもの場合は2回接種になるのかどうか、教えていただけますか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 未就学児の方々や高齢者の方々と同様に2,000円、子どもについては2回接種を考えております。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、生活困窮者への支援制度の創設ということで、とにかく今コロナ禍で大変な思いをしている中、利用できる制度というのは2つしかないんですね、今のところ。

1つがこの生活福祉資金特例貸付けということで、既に本市でも30名を超える方が利用されているようですけれども、問題は、この間も社協のほうで貸付制度5万円というのがありまして、既にそれを利用してなかなかまだ負債を抱えているという方がいて、その方々がやはり対象から外されてしまうと。

要するに、貸付けにならないということが非常に大きな問題になっていまして、どうしたらいいものかという関係者とも相談しているのですが、例えば国保税の滞納者に対して資格証明書を発行するという、いわゆる保険証を取り上げるということがあると思うんですけれども、その際にやはり誠意を示して計画的に月1,000円でも2,000円でも返済するということによって、その短期保険者証に切り替えるというようなことも既にやられていますけれども、そうした同じようなやり方で、1,000円、2,000円でも計画的に返済すれば、その特例貸付けを利用できるというような対応はできないものかどうか、お示しください。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 生活福祉資金の特例貸付けが利用できない方、あと、一時的な貸付けによる生活維持が困難な方については、生活保護の制度を社会福祉協議会でも勧めておりまして、福祉課でもそこから情報提供をいただきまして、申請しやすいような体制を取っておりますので、貸付けではなくて、根本的に生活を改善するために生活保護の利用を勧めてまいりたいと考えております。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 その最後のセーフティネットの生活保護ですけれども、やはりどうしても本市の場合、スティグマという、生活保護を利用するぐらいだったらもう本当に御先祖様に申し訳ないとか、世間体が悪いとか、そういう理由でやはりこの制度を利用しない人がまだまだ多いと思っています。

そこで、今回も関係者とちょっと相談して、例えばお年寄りの世帯はなかなかそういう意識の高い方が多くて、若い世帯はやはり今々せば詰まっていますので、生活保護を利用したいというふうに考えている方もいるようです。

そこで、世帯分離を図って、例えば高齢者は高齢者、若い世帯は若い世帯ということで、そういう世帯分離を図ることによって生活保護をより利用しやすいものにしていくということは可能ではないでしょうか。

○大沢芳朋議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 生活保護適用上の世帯分離の考えですが、同じ世帯であっても生計が全く別であるということの世帯については、生活保護上、世帯分離を使つての申請相談も以前から受け付けておりますので、相談に応じて申請の仕方を対応してまいりたいと考えております。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 分かりました。

何とか私も、そういう社会保障としての生活保護制度が機能するように、市民にも宣伝していきたいと思えますし、行政としてもなお一層利用しやすい制度になるように対応をお願い申し上げます。質問を終わります。どうもありがとうございました。

○大沢芳朋議長 次に、12番枝松直樹議員。

〔12番 枝松直樹議員 登壇〕

○12番 枝松直樹議員 議席番号12番枝松直樹でございます。

今回は、脱炭素社会を目指す取組についてということで、何項目か通告に従って質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行を機に、本来あるべき人間の生き方、社会のありように目が向けられ、その復興として「グリーンリカバリー」という言葉が聞かれるようになりました。

これは、経済政策最優先ではなく、脱炭素に向けた気候変動対策をさらに推し進め、生態系や生物多様性の保全を通じて、災害や感染症などに対してより強い社会へと移行していくという考え方であり、ヨーロッパを中心に広がっております。

今年2月に南極で20.75度という過去最高の気温が観測され、6月20日にはシベリアのベルホヤンスクという町で過去最高の38度の気温が観測されました。

昨今の異常気象による自然災害なども温室効果ガスによる温暖化に起因すると言われておりますが、日本国内でも毎年自然災害に見舞われ、本市では去る7月28日に豪雨被害に遭ったばかりであります。

このような中、8月7日付の山形新聞の1面

トップは「SDGs 県民運動を推進」という記事で、県と山形大学及び山形新聞社が連携して行動する共同宣言を行ったという記事でありました。

そして、その記事と並んで、吉村美栄子知事が、8月6日にオンライン形式で開かれた全国知事会のゼロカーボン社会構築推進プロジェクトチームの初会合において、2050年に二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた2050宣言」を行ったという記事が載っております。

県は、現在策定中の第4次県環境計画、これは仮称であります。これに脱炭素に向けた施策を盛り込む方針といたします。

ゼロカーボン宣言とは、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すというものです。今年8月6日時点で21の都道府県を含めて151の自治体がこの宣言を表明しています。市レベルでは82市が行っており、県内では東根市が唯一表明しております。

昨年12月にマドリードで開催された第25回国連気候変動枠組条約締結国会議（COP25）において、小泉環境大臣は、日本政府として脱石炭火力を打ち出すことができず、日本は残念なことに化石賞をいただく羽目になりました。

2015年12月に採択されたパリ協定は、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであり、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて2度未満、できれば1.5度に抑えるという長期目標を持っております。

日本は、短期目標として2030年度までに温室効果ガスの排出量を2013年度と比べ26%削減するとしております。また、長期目標

としては、2050年度までに温室効果ガスを80%削減するとしています。

こういった目標の履行に向けた動きと軌を一にして、さきの山形県の動きもあるものと私は理解しております。

そこで、本市においても脱炭素社会に向けて、2050年を目途として、二酸化炭素排出量のゼロを目指す取組を進めてはどうかと考えますが、以下、市長の御所見を伺ってまいります。

最初に、ゼロカーボン宣言をした自治体をゼロカーボンシティといますが、本市でもゼロカーボンシティを表明してはいかがでしょうか、市長の御所見を伺います。

次に、森林資源の活用方策について伺います。

脱炭素社会の実現には再生可能エネルギーの普及が欠かせません。日本は森林大国であり、本市においてもこの木質バイオマス資源を生かすことが何より大事なことです。

本年3月に策定された令和12年3月末までの上山市森林整備計画を着実に進めていくためにも、昨年4月から始まった森林経営管理法に基づく森林経営管理制度をどう適正運用していくかが問われております。

この制度は、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向を確認後、森林所有者の委託を受けて民間の林業経営者に再委託したり、市町村が直接管理することにより、林業の産業化と林業の多面的機能の保全の両立を図ることとしています。

しかし、この法案は全会一致で採択されたわけではなく、法案に反対の立場を取る側からすれば、所有者が管理できない森林について、管理する権利を市町村に設定し、市町村は採算ベースに乗りそうな森林は、意欲と経営能力のある林業経営者に管理を委託し、採算ベースに乗

らない森林は市町村自らが管理するというふう

に解釈をしております。
そして、一方的に「意欲がない」と決めつけた森林所有者から市町村が経営管理権を取り上げ、「意欲のある」民間事業者に森林伐採をさせるための法律という位置づけになるわけです。

平成30年4月12日の衆議院農林水産委員会の参考人質疑で、泉英二愛媛大学名誉教授はこのように言っております。「この法案は、究極的には、川下の大型化した木材産業及びバイオマス発電施設への原木の安価な大量安定供給が目的であるとしか言いようがない」と断言し、この法案は一旦廃案とするのが望ましいと反対意見を述べました。

結局、参議院では、異例の14項目もの附帯決議がついて森林経営管理法は成立しました。

森林所有者には伐採とその後の造林の実施に責任を持つよう定めていて、できない場合は市町村に委託させる内容になっていますが、委託に同意しない所有者に対しては市町村が勧告や意見書提出などのプロセスを経れば、同意したものとみなし、木を伐採してもいいことになっています。

非常に強権的な内容であり、憲法が保障する財産権を侵害している可能性が高いとの識者の指摘もあります。

加えて、法案では、所有者不明の森林については、計画を公告して6か月以内に異議がなければ計画に同意したとみなし、市町村が管理できる規定もあります。

2014年に結成されたNPO法人「持続可能な環境共生林業を実現する自伐型林業推進協会」は、所有と経営、そして施業を極力一致させ、小規模分散地域経営だけどころりもうけられる永続的な林業を目指しています。この観

点も大変大事なことであります。

本市においても、国の作業マニュアルに従って森林経営管理制度の事務を進めており、山主の意向調査を実施したようではありますが、小規模山主であっても意向を最大限尊重しながら進めていく必要があります。

現状は、所有者が不明であったり、相続未登記が多かったり、境界が明確でなかったり、高齢化して現場の立会いもできないなど、森林経営管理制度の運用は困難を抱えていると思われます。

森林経営管理制度発足から1年が経過した今、意向調査による山主の反応とこれからの市の作業手順についてどのように展開していくのか伺います。

次に、山林の地籍調査の実施について伺います。

所有者と境界を明らかにすることで、施業の集約化が進み、林業の産業化も進みます。現在、市街地で地籍調査を実施しており、森林の地籍調査の実施についても必要と考えますが、市長の御所見をお伺いします。

次に、バイオマスボイラーによる熱利用の普及について伺います。

せんだって、最上町の若者定住環境モデルタウンを訪ねてまいりました。ペレット、チップ及びまきの3種類のバイオマスボイラーによる24時間地域熱供給システムが導入されており、雪国最上町でも快適なセントラルヒーティングが実現されていました。

ヨーロッパでは普通である地域熱供給も、日本ではあまり例が多くありません。家庭での給湯や暖房などの熱利用は、家庭内で消費する全エネルギーの65%ほどを占めているという資源エネルギー庁のデータがあります。

ですから、熱利用のエネルギーを再生可能エネルギーに転換することは、太陽光や風力などの発電と並んで、CO₂削減に有効なわけであります。

再生可能エネルギーというと日本では発電に目が行きがちですが、熱利用、とりわけ木質バイオマスを利用した熱利用はこれから大きく伸びていかなければならない分野であると思っております。

私は、平成27年9月議会でも、公的施設へのペレットボイラーの導入について提案したのですが、市長の答弁は、効率性や導入に係る設置費用や維持管理費を考慮した場合、現時点では公共施設への導入は難しいというものでありました。

あれから5年が経過し、導入コスト及びボイラー本体価格の低減も進み、化石燃料に比べてその優位性は高まっていると考えています。24時間稼働している病院や老人ホームなどから施設園芸まで、そして、最上町のようにお湯を供給する住宅団地開発にも幅広く利用することが可能であります。

本市のまちづくりの中にバイオマスボイラーを組み込むことについて、市長の御所見を伺います。

次に、再生可能エネルギー機器導入に対する補助金の創設について伺います。

かつて本市にもソーラーパネルやペレットストーブの設置に対する補助金があったようですが、現在はありません。多くの市町村に補助金制度があるのに、本市にないというのはどういう理由からでしょうか。

県の助成金と併用可能とする市町村もある中で、再生可能エネルギー普及拡大への積極姿勢を示す意味でも、蓄電池など新たなメニューを

追加した補助制度の創設について、市長の御所見を伺って第1問といたします。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員に対する答弁の前に、正午にもなりますので、昼食のため休憩いたします。

午後は1時から会議を開きます。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 開議

○大沢芳朋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

枝松直樹議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

[横戸長兵衛市長 登壇]

○横戸長兵衛市長 12番枝松直樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ゼロカーボンシティの表明について申し上げます。

本市における地球温暖化対策として、第7次上山市振興計画及び第2期上山市快適環境基本計画において、二酸化炭素削減の推進を図っておりますので、現時点での表明の考えは持っておりません。

次に、森林経営管理制度の課題と適正運用について申し上げます。

意向調査については、市内全ての箇所を一斉に行うことは困難であることから、昨年度、モデル地区において意向調査を実施し、市に経営管理を委託する意向があった方に対して、今年度、境界確認の測量を予定しております。

今後は、意向調査箇所の優先順位を決め、計画的な事業実施と適正な制度運用により、森林の荒廃防止等に努めてまいります。

次に、山林の地籍調査実施の必要性について申し上げます。

山林の境界確認等の課題については認識しておりますが、宅地開発や公共事業など土地利用度が高い市街地から優先的に地籍調査を進めておりますので、山間地域については、市街地及びその周辺地域の調査完了後に実施する予定としております。

次に、バイオマスボイラーによる熱利用普及について申し上げます。

バイオマスボイラーによる熱利用は、二酸化炭素の排出量削減に有効であることは認識しておりますが、設備導入費用及び維持管理費用が現在でも他の熱利用設備と比較して高額である上、燃料の安定した確保が難しいことから、本市のまちづくりに組み込む考えは持っていません。

次に、再生可能エネルギー機器導入に対する補助金創設について申し上げます。

住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金については、平成25年度まで国の補助金に上乗せして行っておりましたが、ソーラーパネルの価格低下と固定価格買取制度により、設備導入の普及施策は終了したと考えられたことから、国の補助金制度の廃止に併せて廃止をしております。

また、ペレットストーブに対する補助金については、平成24年度まで県の補助金制度を活用して行っておりましたが、実績件数が少なかったことから廃止をしております。

現在、第2期上山市快適環境基本計画の目標値に掲げられている再生可能エネルギー総発電量が順調に推移していることなどから、現時点で新たな補助制度を創設する考えは持っていません。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 今、いろいろと御答

弁いただきましたが、まず最初に申し上げたいのは、まず6月にシベリアで38度という最高気温を記録したことは申し上げましたが、そのシベリアで乾燥し切った森林の火災が発生して、1,900万ヘクタールという北海道の2.3倍にも上る森が焼けたということがありました。

この北極圏では、他の地域に比べて2.5倍のスピードで温暖化が進んでいると言われていたのですが、この暑さで永久凍土が解け出して、その上に乗っかっている構造物が倒壊するという事件が発生いたしまして、2万トンものディーゼル油が河川に流出したということもありました。

また、永久凍土が解け出すと、その下から温室効果ガスのメタンが排出されると。気候危機へのさらなる悪影響というのが懸念される。そういう地形的な問題が今発生をしています。

私自身も、家庭で幾ら再生可能エネルギーに転換を試みたとて、さほどの効果は期待できないのではないかと一般的な意見がありますが、実際、産業分野とか今回のコロナの中でも経済活動が停滞したために、環境の数値が大きく改善したという事例が見られました。

ですから、石炭火力の廃止あるいは産業分野の排出抑制がなされない限り、パリ協定の達成は困難だというふうに私も思っております。

そういう意味で、企業の取組が肝心なのは分かっておりますが、しからは各家庭で何もしなくていいのかと問題になるわけでありまして。

デンマークをはじめ、ヨーロッパ諸国のように、再生可能エネルギーをたくさん利用することで温暖化対策に積極的にコミットしていくことが、今、各自治体レベルでも求められているし、私たち自身も各家庭でそういうことに取り

組んでいく必要があるだろうと考えます。

この間、有名になったスウェーデンの環境活動家と言われているグレタ・トゥーンベリさんのように、たった1人で始めた、子どもがですよ、たった1人で始めたことが大きなデモに拡大し、世界中に広がったというふうに、国民一人一人、市民一人一人の意識が変わることが大事だと、私はこの間の流れを総括して思っております。

ですから、上山市でもこういった流れに私は乗るべきだと思っております、ゼロカーボンシティ、県のほうも、環境省が積極的になっているわけでありまして、それに合わせるように県も動いているということで、この流れに上山市としても積極的に乗って取組を強化すべきだと思いますが、改めてそこを伺います。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 今の世界の流れはおっしゃるとおりだと思います。それを我々自治体がどうやっていくか、あるいは家庭がどうやっていくか、これは当然でございますが、このゼロカーボンシティの表明については、脱炭素社会だってもう当たり前になってきているんですよね、はっきり言って。

ですから、もう我々も実は、昨年、今年合わせて環境省から3億円頂いて、LEDの電気に換えるとかいろいろやっておりますが、やはりそういうことを我々自治体もやっているの、決して後ろ向きとか後れを取っているとは私は思っておりませんし、これはやはり市民の中にどう進めていくかと、どう啓蒙していくかということと、やはり我々自治体もそういった形で政策展開しておるわけでございますので、ですから、それは世界の流れに決して後れを取っているものではないというふうに考えております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 ちょっと実際の例を引用したいのですが、今年の東洋経済新報社による住みよさランキング、県内の13市のランキングで上山が13番目だったと。去年に続いて2年連続なんですよ。私はここに住んでいて、そんなにここが住みづらいわけではないと自負しているのですけれども。

そうしたら、せんだって山形新聞の投書欄に中学生が載せたんですよ。上山はすごくいいとこだよと、何で最下位なんだと。そうしたら、つい3日前ぐらいにもまた載ったんですよ、中学生の。別な子です。

だから、中学生がそういうものを敏感に感じ取っていて、上山がすごく悪く見られているというふうに、彼女たちは一種の抗議を含めて投書したんだと思います。

やはりやっているということをも市民に対して、世間に対して発出することが私は大事だと思っております、ですから、東根がちょうど1年前ですかね、2020年1月31日付で表明をしたのですが、やっていることは大したことないですよ、本当に。上山と全然事業のレベルも同じだと思います。補助金なんかは少しあるかもしれませんが。それでいて、県内初めてこういったゼロカーボンに向けた表明をしたということのインパクトだけが先行しているわけですが。

ですから、市長のおっしゃることも分らないではないですけれども、やはりやってる感というか、一応やってますよということを、私はもうちょっと、いろんな政策についてもそれは言えることだと思いますが、対外的に表明することは意義がないことではないと思いますが、改めて伺います。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 このゼロカーボンシティの表明だけでなく、全国の市町下でいろいろあるんですよ、組織は。いろんな組織があります。私も入っているところもありますけれども。

だから、要は、入っていて、じゃどういう意義があるんだと、どういう政策を展開しているんだと。大体が、ただ会合だけを1年に1回、2回やって、そして環境省あたりの職員を呼んで講演を聞いて、そしてじゃ頑張ろうねみたいなものですよ。

ですから、私はそれよりも、実際にやっているというそのほうが完全に価値観は高いと思いますし、だから、私はいろんな組織も、否定するわけではないですよ、否定するわけではないですけれども、そういう実態もありますので、ですから、そのゼロカーボンシティにも入らなくても我々はきちっとやっている。

そしてまた、発信度が足りないとすれば、やはりいろんな手法があるわけでございますし、そういうことでいろんな事業展開をしていくということだと思います。

住みにくいという点については、都市公園の面積とかいろんなものが関係しているんです。ただ住んでいて悪いとかいいとかではなくて、そういったもの、あと病院の数とかそういうものが相まってあの順位に出ているわけでございまして、決して我々は、あの順位が出たことに対しては大変申し訳ないなというふうに思っておりますけれども、かなわないところもあるんですよ、実際。

ですから、そういうところが総合的に判断され、順位として表れているということもありますので、その辺についても中学生の方があいうふうに書いていただいたので、それに答える

意味においても、何らかの形でやはりこれも発信することが必要なのかなというふうには思っております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 住みやすさの件については改めて何かの機会に議論をさせていただければと思います。

それで、市長は自信を持ってやっているんだと、内実的にやっているんだということでおっしゃったわけですが、でも、それが市民にはなかなか理解はされていないのではないかという、そこにそこがあるのではないかというふうに思うわけです。

それで、これはよその町のことでですから、別にあえて市長がどうのこうの言うことはないかもしれませんが、長崎県の壱岐市というところがありますが、気候非常事態宣言を去年の9月議会で採択しております。

気候非常事態宣言、ちょっと聞いたことないですけども、いわゆる気温上昇を1.5度抑えるためには、2050年度までにCO₂排出量を実質的にゼロにする必要があるということ、ゼロカーボンシティとはまた別にして、議会で採択をして、去年の9月議会で、全国に表明をしたと。

それで、我々は再生可能エネルギーに完全移行できるように、地域資源に由来する再生可能エネルギー開発に努めていきますということを言っています。そして、その中で、森林の適正な管理についても取り組むということをお自分たちが宣言をしている、そういう市もあります。

私は、気候変動がもたらす脅威から市民の生命、財産とか健康を守る持続可能な発展を目指すというのが市の行政の役割だと思いますから、それに沿って市長からもぜひまた継続して取り

組んでいただきたいのですが、ここで物事を進めるのに、今から出発して先に進むのと、さきから戻ってくるバックキャストというやり方がありますが、これをちょっとお尋ねしたいのですが、これは環境省のホームページに載っている情報ですので、御覧になっていない方はぜひ見ていただきたいと思います。

未来の天気予報です。2100年8月21日、今から80年後の世界ですが、パリ協定にあったように気温を産業革命前と比べて1.5度に達成した場合としない場合と2つシナリオを書いているのですが、もし1.5度が達成できない場合、日本はこうなりますというんですね。

2100年8月21日、札幌のその年の最高気温40.5度、名古屋44.1度、東京43.3度ですね。秋田も42.5度と。これでは、今年でも暑い暑いと言っているのに、とてもじゃないけど暮らせる気温じゃないですよ。作物も当然変わってくるだろうし。これを一瞬見た途端に、国でこんなのをつくって果たしていいんだろうかとさえ私は思いました。

ちょっと副市長にお伺いしますが、国の機関が、それぞれ省庁が、こういうホームページを出すということについては、部署は違うんでしょうけれども、初めて地方に来ておられて、国にいた人間としてどのような感想をお持ちですかね。

○大沢芳朋議長 副市長。

○山本幸靖副市長 私、国土交通省出身ですので、環境省の施策等についてあまり詳しくはないのですが、ただ国の施策として、将来起こり得る可能性としてこういったことがあるという意味で、危機感をダイレクトに伝えるといったような手法でもって、そういったようなものを公表するというのはございます。そうい

ったのも見た上で、実際今後長期的に国として何をやっていくのが必要なのかということ踏まえて、多分いろいろな施策を考えているのだというふうに思っております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 今、起こり得る危険について環境省がこのように警告を発しているわけでありますが、そうしますと、市長からすると、今脱炭素社会に向けた取組をやっているのです、改めてこの2100年の世界を意識しなくとも、今やっていることをやっていたらいいということなのか、これをもっと取組を加速度的に発展させていくということなのか、その辺のところについて伺います。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 これは国際的なレベルの話ですよ。この話は、COP21とかね、これは国としてやってもらわないと、一自治体がこれに向かってどうするかするなんていう次元ではないですよ。やはり国全体としてどう取り組んでいく、県全体としてどう取り組んでいく、自治体としてどう取り組んでいく。これを出したわけですから、必ずその対応策というのは考えなければならないわけです。ただ言い放しではならないわけですから。

そうすると、当然そういった具体的な施策も出てくるわけですから、一自治体がやれるものというのは限りがあります。でも、それは、じゃ自治体はどうするんだ、これで満足なのかと、そんな話の次元じゃないですよ。これは国自体、世界的な取組の中で話し合っていくべき議題だというふうに思っています。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 それは世界的な話をすると大きくなりますけれども、やはり今私た

ちが住んでいるそれぞれの地域、家庭からこれを取り組む必要があるというのが私の考えであって、この点についてはこの後の森林とかあるいは補助金の創設についても関わる問題ですから、ちょっと先に進みたいと思います。

森林資源の活用について何点か聞いておりますが、この持続可能な開発目標SDGs、最近バッジつけている人が多いのですけれども、2015年9月の国連総会で採択されて、2030年に向けた具体的行動指針がこの中には盛り込まれていて、17の達成目標と169のターゲット、達成基準が明記をされているわけですが、この中で森林資源については、2020年までにあらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させると、このように記載をされていますが、森林経営管理法はこのターゲット達成に合わせて施行されたというふうに私は思っておりますが、先ほど市長のほうから、モデル地区を設定して意向調査を行ったというようなお話がございましたので、その意向調査のやり方、規模とか、その中から見えてきた課題は何なのかということを最初に伺っておきます。

○大沢芳朋議長 農林夢づくり課長。

○漆山 徹農林夢づくり課長 森林経営管理制度につきましては、令和元年度からスタートしまして、全国一斉スタートですので、他自治体も同じレベルでスタートしているわけですが、上山市としてどのように進めていくかという検討をした結果、人工林率が高い東地区をモデル地域として選定をしまして、分析調査を行ったところでございます。

その上で、林道に近くて災害の危険性が高いであろう菖蒲ダム付近というところをまずエリ

アとして選定をして、意向調査を行いました。

意向調査につきましては、山林所有者38名を対象に実施をしておりますが、市に経営や管理を委ねることを検討してみたいという回答を約7割の方から頂いております。そのほかには、自分で経営や管理をしていきたいという意見、それから自分で委託先を探して経営や管理を委託したいという回答もございました。

その約7割の方の中から、やはり災害発生の危険が最も高いであろう箇所、約7ヘクタールくらいになりますけれども、につきまして今後測量調査を実施していく予定としております。

今後の課題としましては、やはり制度上、林業経営体との連携とか意向調査の結果を取る前に事前にアンケートを実施するなどの検討も必要のかなというふうに考えております。

また、意向調査の優先順位を決定するために、全体的な市の基本方針というものを定めて実施していくということが必要ではないのかということで、ただいま考えておる状況でございます。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 7割の方が経営、管理を委託したいという意向だったということがあります。

これが全市的にいくとかなりの規模になるんだと思いますが、中には、もう俺は森林は要らないと、経営権を放棄するような方もいらっしやったのではないかと。もう場所も分からないし、もう上山に住んでいないから上山市でもらってくれというような意向の方も中にはいるかと思われませんが、その辺で経営権を放棄するような動きはありますか。

○大沢芳朋議長 農林夢づくり課長。

○漆山 徹農林夢づくり課長 放棄という部分では、意向調査の段階では、経営管理を委ねた

いというような部分が一番、お任せしたいというような所有者からの意見に近いのかなというふうに思っておりますので、放棄したいという設問はなかったのも、そういった意見はございませんでした。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 先週、高島町を訪ねてまいりましたが、高島町では去年の7月に図書館と、それから「もっくる」という旧高島四中の体育館を改造した子どもの遊戯施設がオープンしたのですが、図書館についてはほぼ100%の町産材、もっくる、児童遊戯施設は88%の使用率だったというふうに発表されているんですけども、かなり大胆に町の材木を使ったということで話題になっております。

ここでは、やはり町だけでは達成できるものではなくて、飛行機で測量するレーザー計測の手法なども使ったようではございますが、どこにどれだけの質の材木が蓄積をされているのか、レーザー測量でそれをやりながら、あとはデザイン会社、大学の先生方も入ったデザイン会社と、その全体をマネジメントする仕組みがあって、いわゆる植林から伐採から全部1つのシステムとして回るようなのがあったと。

高島町は決して山林王国でもなくて、木材で今まで話題になったことも多分なかったかと思いますが、そういうことで一気に材木について目が向く。そして、その仕組みがつくられたということで、すごいなと思ったところでございます。

要は、この森林経営管理法ができて、それに基づく制度ができたわけですから、その制度が活かされるような仕組みというか、上山でも構築されないと、せつかくの山林が宝の山になり切れないということになってくるかと思えます

ので、課長には引き続きそこは丁寧な取組をお願いしたいと。

なおかつ、小さい山主に対してもひとつ意向をしっかりと酌んでいただければなというふうに思っております。

それで、森林についてもう一つ、地籍調査の話がございましたので伺いますが、今、市街地とその周辺から地籍調査をやっている、先ほどの私への話では、その調査が終わってから山のほうに手をつけるという話ですけれども、その調査が終わって山でしたらもう何十年かかるかわからないような気がするのですが、調査完了の実施ということについてちょっと説明をお願いいたします。

○大沢芳朋議長 税務課長。

○前田豊孝税務課長 現在、市街地の調査に入っているわけですが、中心市街地をやってだんだん周辺部に広げていくという計画でありますので、周辺部終わって山側の農村地帯、そこから山林のほうに入っていきというような計画でありますので、年数的には大分後にはなるかと思っておりますが、そういう方針で現在進めているところでございます。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 大分後というのがいつ頃なのか、後でまた聞きますけれども。

そうなりますと、境界の明確化もできないという中で、さっきの制度運用が円滑に行われるかどうかちょっと不安もあるわけですが、今、税務課でやっている市街地の中で、ある程度のボリュームについては、山も同時並行でやりまますよというふうにはなりませんか。

○大沢芳朋議長 税務課長。

○前田豊孝税務課長 現在の計画ではその予定はございません。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 計画はないんだろうけれども、要するに、山も必要なところはやって明確にしておかないと、資産として資源が生かされないのじゃないかということの観点から聞いているわけであって、10のうち、例えば市街地が七、八やったら2ないし3は山も手をつけまますよという、そういう方法は可能ではないのですかと聞いているわけです。

○大沢芳朋議長 税務課長。

○前田豊孝税務課長 これはまず1つは調査の優先順位の問題と、あとは、要するに1年で調査するのを2調査区にまたがってしなきゃならないという状況になります。

現在の地籍調査の状況としましては、現在取り組んでいる1調査区を完了するのに通常3年かかります。その前に事前準備もありますので4年かかりますので、1年に4か所をそれぞれの工程ごとに進めているという状況でありますので、これをさらに別の調査区をもう一つ設けるとするのは現時点では不可能でございます。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 一応、税務サイドの立場ということで了解しましたが、7月31日付の山形新聞に、民営林における地籍調査の進捗率、県内の状況について記事がありました。これを読むと、最上地域では98.2%、もうほぼ100%近い。庄内は63.9%、村山は48.9%、置賜は16.8%となっているのですね。

それは最上は金山杉があつたり、山林がとにかく多い、充実した山を持っているということだからそうだったと思いますけれども、そうしますと、農林夢づくり課長に伺いますが、地籍調査は今の税務課長の話ですとまず当面できな

いということですから、さっきの制度を適正運用するために、境界確定をどのように行っていくのでしょうか。

○大沢芳朋議長 農林夢づくり課長。

○漆山 徹農林夢づくり課長 実際に境界の不明な部分につきましては、森林施業を行う際には境界確認というのは必ず必要でございますので、そちらのほうにつきましては、字限図を基として、地元の山に精通した方ですとか、あと林相、樹種などで聞き取りと調査を行って、確認できるものと考えております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 確認できると思うということですから、それを信頼いたしまして、とにかくいろんな地域の人意見なども聞きながら、そこは進めていただくようお願いいたします。

そして、山に関してもう一つ、バイオマスボイラーの熱利用の普及についてだったのですが、その考えはないという中で理由が2つ示されました。

1つは、重油や灯油あるいはガスとかといったほかの熱利用設備と比較してコストが高い。それから燃料の安定した供給が難しいのではないか。この2点によって導入の意図がないということだったのですけれども、私がお付き合いしているボイラーメーカーでは、やはり確かに今原油価格が下がっていて原油が安いことは確かにそうなんですけれども、山林の多面的な機能やら脱炭素社会を目指した上では、やはり非常に意義のある取組になるだろうということを知っておりますし、あと、一日の燃焼時間、たった3時間、4時間燃やすのと違って、バイオマスボイラーで24時間回し続けるとなれば、全然また効率も違ってまいります。

ですから、燃料の安定確保ということでは、確かに今金谷地区にある発電施設についても、そこが大きな課題としてあったわけで、そこは何とかあそこはクリアしたようですが、バイオマスについては確かに供給先、材料を確保できるかどうかということが1つの課題になるかとは思っています。

でも、このボイラーは個人の家庭であれば、ペレットでしょうけれども、燃料の値段の観点からいったらやはりチップボイラーが現実的ではないかというふうになっておりますし、今後、老人ホームも新しく設置されますし、いろんな24時間稼働するような施設も市内にあります。直営施設ではございませんが、ぜひそういったことも念頭に置いて、これから施策に取り組んでいただきたいと思っております。

そして、最後に伺っておきますが、補助金制度ですね。上山はないと。これが、ちょっと私の認識と違うところがありましたので伺っておきます。

ペレットストーブは平成24年まで県の補助金制度を活用してやっていたと。平成25年からなくしたみたいな言い方ですね。一方で、ソーラーパネルについては平成25年度までやって26年度から廃止をしたとなっているのですが、東日本大震災というのは平成23年なんです。

ですから、ペレットストーブの補助を廃止したのは25年ですから2年後です。それから、ソーラーもその1年後ということで、あのとき、次の日の夕方まで停電になって、反射式ストーブを使ったりとか、かなりいろんな人が災害に対する備えということで敏感になっていた時期だと思いますし、再生可能エネルギーを今度増やしていかなきゃいけないなという気分が高ま

っていた時期に、この補助金削減というのは、今思うと早かったのではないかというふうに思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 農林夢づくり課長。

○漆山 徹農林夢づくり課長 こちらの補助事業につきましては、県の事業を活用して市のほうでも補助してきた事業でございます。実績としましては、平成23年度4件ございましたが、平成24年度はゼロということで、その後、どうするかという部分につきましては、県のほうで直接補助制度を活用して補助金の活用ができるものですから、市を通さずに県のほうでの補助金を利用していただくというようなことに変更をしたものでございます。

○大沢芳朋議長 市民生活課長。

○木村昌光市民生活課長 住宅用の太陽光発電システムの設置の補助金についてでございますが、一般家庭での太陽光発電設備の器具代金や工事価格が低下したということもあわせて、さらに、売電制度ということで固定価格買取制度もある中で、補助金の目的である初期投資額の負担を軽減し導入しやすくするということでの補助金制度については、その部分で国も廃止したという部分でございますので、それと合わせて本市のほうの補助金についても廃止させていただいたところです。

なお、県の補助金についてはその後も補助制度ということではございますが、令和元年度からは蓄電池を含む部分の太陽光発電システムの補助というふうになっておりますので、実際は太陽光発電システムの補助というのは県にはございません。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 再生可能エネルギー

も、一番最初に市長がおっしゃったように、これはもう国際的な話だから、各家庭で補助金つけなくてもいいよというものもあるのかもしれませんが、これは呼び水にする意味がありまして、上山は、これは日本中だと思いますが、どんな田舎に行っても石油タンク100リットル、200リットルのが置いてあるんですね。山のすぐ近くであっても。

これはやはり大きく見直すべきものだというふうに私は思っております、先ほど平成23年に4件申請があったというのは1件私なんですよ、実は。9年も使っているんですけども非常に温かいし、使い勝手がいいというのが率直なところであって、やはり石油を使っているということに対して私も非常に抵抗もありましたから、今月から石油もなくして、太陽の熱を利用する集熱器というものを備えた、それでお湯を沸かしているんですけども、やはり各家庭から私はやるのが基本だと思っております。

それで、ソーラーの補助金をどれだけ今持っているかということ、山形、鶴岡、寒河江、村山、長井、天童、東根、尾花沢、南陽ということで9つの市にあります。町村については13という数がございます。あと、ストーブにつきましては、山形、鶴岡、寒河江、村山、長井、天童、尾花沢、南陽ということで8つの市があって、町村については14ということで調べました。

やはり再生可能エネルギーに対する自治体の姿勢というものを、こういうところからもかいま見ることができるのかなと思っております。ぜひ今後とも、国連の話だということではなくて、ぜひそういった自治体の取組として私は取り組んでいただきたいということを申し上げますので、最後に市長からあればお伺いします。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 今、いろいろお話ありました。いわゆる山村に行っても灯油だと。実際、私もそういう生活しましたけれども、はっきり言って、材木を切って乾燥して割って、そして燃やすストーブを買う、大変ことです、これ。

今、特に高齢化になってきて、独り、二人暮らしでそんなことをやっているケースを1件、私、知っていますけれども、それだってもう本当に大変な状況です。そのためには、まき割り機を買ったり、これも何十万するんですよ。

そんなことを考えたときに、それはまちの中から見れば、何だと、あれだけの資源があるのにそれも使わないでまちと同じような生活というふうに感じるかもしれませんけれども、現実には非常に難しいです。

今、調べさせておられますけれども、市内でもまきが売られておりますよね。あのまきだって半端じゃない値段です。あと、家庭用で買うストーブ、喫茶店、レストランで使っているものは100万円しますからね。ですから、そんなことを考えたときに、やはり灯油とかガソリンとかそういうのに換えるというのは、これはやむを得ないんじゃないかなと私は実感として感じております。

でも、それをやっていくということになれば、やはりかなりの補助制度というものをしていかないとそれに乗ってこないと思いますし、あともう一つは、やはり木材を搬出するとかそういう業者がどんどん減ってきていますよね。現実には、森林組合だって山元森林組合しかございませんし。そういう環境がそうなってきたということで、現時点ではやむを得ないと思いますけれども。

でも、そういったそれぞれの地域に合った生活をやっていく、幸せを感じる、あるいは満足

度を感じる生活をやっていただきたいという気持ちはございますけれども、ただ一人一人の相手の政策というのはなかなかできないんですよ、これは行政としては。やはり地域単位とかそういったものを総合的に勘案した結果、今日の答弁になったわけでございますが、そういった事情があるということだけは知っておいて発言していただければありがたいなと思います。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 終わりですからやめますが、いや、それも私も分かっています。奥に行ったらどこに行ったら、さっき言った石油を使っている生活でありますから。

でも、ぜひ山主である市長におかれましては、そうでない分野からも見て、ぜひ適切な判断をお願いしたいと。

それから、住宅団地の整備について、最上町のように若者が定住するような団地、住宅地を造るのに、やはりボイラーでお湯を供給して暖房に使う、24時間お湯が出るというような生活について、付加価値をつけて開発をするということも非常に有効だと思いますので、ぜひ何かの折には検討の材料にさせていただければ幸いです。どうもありがとうございました。

○大沢芳朋議長 この際、10分間休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 1時55分 開議

○大沢芳朋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番谷江正照議員。

〔1番 谷江正照議員 登壇〕

○1番 谷江正照議員 議席番号1番、会派蔵王、谷江正照です。

まず、このたびの大雨災害で市内各所に多大な被害がありました。被災された方々の一日も早い復興を祈念いたすところであります。

それでは、通告に従いまして、順次、質問をいたします。

本市は、JRかみのやま温泉駅西側を、かみのやま温泉の玄関口として、誰もが安心して快適に利用できる駅前広場となるよう「かみのやま温泉駅前広場整備基本設計（素案）」を進めています。

当初は令和7年度の完成を目途として進めていましたが、今、全ての分野に多大な影を落とす新型コロナウイルスの影響などもあり、1年延期され、令和8年度完成を目指しています。

議会には当初、事業費は6億5,000万円、整備範囲は駅西側のみとの説明でした。その後、計画が進む過程にて、大変残念なことに駅前の老舗お土産屋が廃業するなどあり、多くの市民から老舗お土産店の跡地はどのようにしていくのか、その周辺の未利用地まで整備検討エリアを拡大すべきではないかなどの声もあり、私も整備検討エリアの範囲を広げることについて議場にて質問いたしました。整備検討エリアは見直さないとの答弁でありました。

しかし、当初説明を受けた駅西側のみだった整備検討範囲は、駅東側も含むこととなり、予算は約9億円になりました。

駅西側のみでの整備で約6億5,000万円の事業が、駅東側も使用して約9億円を見込むのであれば、議会や市民、関係団体への十分かつ詳細な説明は必須なものと考えます。

しかし、令和2年4月の市報において、市がこの素案について市民からパブリックコメントを募集した際は、駅前広場基本設計の内容については市のホームページまたは建設課窓口で閲

覧くださいとの告知のみでした。

私は、少なくとも、素案における市の考え、現状の駅前広場からの変更点分かる平面図などは、パソコンで情報を見ることができない方を含め、また、わざわざ建設課窓口に出向くことなく、市報の紙面上で示すべきとの考えを伝えましたが、なされませんでしたので、様々な方にお会いして素案の内容をお話しし、御意見をお聞かせいただき、今回、一般質問をいたすところであります。

令和2年4月の市報において、市民に示した駅前広場整備計画における市の考える主な問題点は大きく3点、1点目は歩行空間と車道が分離されていない、2点目はロータリーが狭く交通混雑が日常的に発生、3点目はにぎわいや温泉町の情緒が不足の3点で、その対策として示された案は、第1点では車道と分離された歩行空間を創出、2点目は駐停車スペースを確保、3点目は広場整備によりにぎわいを創出、4点目は駅東側の駐車場、駐輪場整備とのことです。

私も、朝の通学時間帯や夕方の帰宅時間帯、季節や天候の違う時期に実際に東西の駅前広場において、様々な人にお話を伺いながら調査いたしました。やはり安全面においては早急に対策する必要を強く感じたところです。

そこで、現況の駅前広場ですぐに行うべき安全対策であります。これは、今も危険をはらみ、すぐにでも対応すべき歩行者通路や自転車利用者の課題を、素案から分離して速やかに安全対策を行うべきものであります。

まず、歩行者通路の明確な分離であります。現在の歩行者通路は、駅コンビニ前の階段状の歩行者通路と、駅前広場上に白線で示されている歩行者通路であります。

この2つの歩行者通路の問題は、1つは、駅

コンビニ前の階段状の通路は幅が狭く、大勢の県立上山明新館高等学校の生徒が通学することに対応していません。

2つ目は、その解消のための駅前広場上に白線で示した歩行者通路ですが、生徒が大勢で歩みを進めていく先には、行く手を阻むように約4.6メートルのコンクリートの大型の植栽があることで、そこを避ける形でどうしてもタクシーの動線上に人の波がはみ出すような形になってしまいます。

また、その先には階段が現れ歩行を阻害し、その階段の先にはまた別な約2メートルの四角いコンクリートの植栽が現れます。その植栽の先に、今度は約3.7メートルにわたりコンクリートのガード壁があり、行く先々でこれらが歩行の障害となり、大勢の通学生はどうしても車道空間に広がらざるを得ない状況です。

また、雨や雪で傘が必要な際は、大勢の通学生や通勤者の方が傘を開くだけでその分幅を取ることとなり、進みも遅くなることで列から逃れるように急いでタクシーの間をすり抜け、ロータリーを横切っていく人も大勢見受けました。

さらに、冬季間においては、広場に白線を引いて示した歩行者通路は、アビヤントKの屋根からの落雪への対応のため通行不可となり、通行する人数に全く対応できていない上、落氷や落雪、凍結など様々な面において、現状、安全な歩行者通路とは言えない状況です。

つまり、市で問題視している歩行者通路と車道が分離されていない点以前のものとして、歩行者通路の拡幅とバリアフリー化、屋根からの落雪落氷対策をすぐにでも講じて解決すべき大変な問題だと言えます。

そのためには、まずは、駅コンビニ前の階段

状の歩行者通路と駅前広場上に白線で示された歩行者通路の一体化や、歩行空間の幅や形状を見直し、歩行者動線の先々に現れる植栽ますや階段等の形状の変更や除去などを行い、緩やかな弧を描く形の大勢の歩行者が歩きやすい歩行者通路とした上で、歩車分離対策を取る必要があります。

このことにより、現在歩行者通路を阻害している階段付近が整備されることで、その前にタクシー乗降場所を移設することが可能となります。そして、現在のタクシー乗降場所は、一般利用者の乗降場所とすることが可能となります。

これにより、送迎による一般利用者もタクシー利用者も、歩車分離された形で駅に接することが可能となります。

その上で、雨や雪に対応した屋根を設置することで、雨天や降雪時においても、現状以上の安全性の向上が可能となります。

私は以前も、駅の歩行空間で一体いつまで冬季間立入禁止状態とするのか、屋根をかける、歩道幅をしっかりと取ったバリアフリー対応の歩行空間の実現を早急にすべきと意見を申し上げた経緯もあり、早期の実現を強く望むものであります。

また、今まで大きな事故が起きていない本市のロータリーであります。これについては、大きくないことで四方からの見渡しは良好かつ交番が目前にあることが大変大きな意味を持っていると思います。

色分けされた舗装資材などの活用で、しっかりと動線をロータリー内に明示することで、十分安全に向けた対応が可能と考えます。

同様に、かみのやま温泉駅駐車場への進入路も色分けで明示し、さらに、素案にある観光案内所までの歩行者通路にしっかりとした屋根が

つけば、駐車場を利用するドライバーは屋根のある歩行空間を乗り越えて進入する認識を持ち、注意喚起に大いに役立つと考えます。

これらの安全対策に速やかに取り組むことで、市民や来訪者の安全性と利便性の向上に大きく寄与すると考えられますが、市長の御所見をお伺いします。

次に、駐輪場の移転による自転車通行の安全確保であります。

こちらも危険で、すぐにでも対応すべき自転車利用者の安全性の向上策として、素案から分離して速やかに行うべきものであります。

現在、通勤通学で混み合う時間帯に、自転車でロータリー前を横切る通学生の安全確保が課題とされています。こちらも主に上山明新館高校の生徒ですが、これは生徒の問題というよりも、駅の南側駐輪場を上山明新館高校の生徒の駐輪場としていることに起因しています。この状態では、自転車利用者の安全確保は難しいと言えます。

そこで、上山明新館高校の生徒の駐輪場を駅の東側広場へ移転することを提案します。このことで、生徒は現在のロータリーを横切る動線を利用しなくなり、自転車通学生の安全や多数往来する自動車ドライバーが加害者になる心配は大きく改善すると考えます。移転により空いた交番裏の駐輪場の残りの面積は、市民の要望である一時駐車場の拡充なども検討することが可能ではないかと考えます。

この2つの取組は、主に市が管理している場所での見直しなので、用地の買収や移転費補償などの高額な経費をかけずにも、すぐに取り組むことが可能であると考えます。

安全性の向上に、後でいい、もうこれでいい、はありません。時を逃さず、すぐできることを

しっかりと積み上げていくことが大切と考え、駐輪場の移転による自転車通行の安全確保を速やかに行うことについて、市長の御所見をお伺いします。

最後に、市民の意向を反映した駅東側を含めた駅前広場整備計画づくりについてお聞きいたします。

この提案は、多くの方から寄せられたパブリックコメントの意を酌むものであります。

パブリックコメントに寄せられた御意見では、整備区域以外の民地が空き地、廃屋、老朽ビルという状態では、今回の投資効果は発揮されない。9億もあるのであれば正面の土産物屋のシャッターを解消し、道の駅のような市場兼土産物屋をつくったほうがよっぽどいい。観光客も少ない子どもはどんどん減っていく中で、今さら駅へ9億もかける必要はない。それよりもっと若い人が住みたくなるようなまちをつくって、人口を増やしてからにしてください。無駄です。絶対反対です。大きな財源を使うほどの必要な整備が求められていると考えられない。大切な事業であると理解するが、コロナで危機的な状況下で行うべきものではない。今やるべきは経済的に追い込まれた事業主や市民の救済。事業反対。コロナがいつ収束するかも分からない今、この計画はお金の無駄遣いだ。観光業をはじめ、多くの市民が打撃を受けている状況で、9億円もかけて駅前を整備し、喜ぶ市民がどれほどいるのでしょうか、整備は見送るべきと考え、意見を提出いたしますと寄せられています。

ほかには、駅開発は東側を開発すべき、東口からホームに入場できるように橋上改札を造れば、西側の混雑は解消できるのではないかなどの御意見が寄せられました。

多くは回転広場やにぎわい広場の必要性など

に対する疑問や予算や事業の執行に対して明確な反対意見などが多数見受けられ、このまま素案どおりに進めることには、私は慎重にならざるを得ないものと考えます。

そこで、(1)で提案した安全対策を速やかに講じ、その後、市民の意向を酌み取りながら、駅東側も駐輪場整備だけではない、市民の意向を反映した駅東側を含めた駅前広場整備計画づくりを提案するものであります。

何と云っても、駅前は東西どちらもまちの顔と言えます。私は、駅の西側は多くの来訪者でにぎわう観光交流人口獲得の拠点とし、駅の東側は近隣自治体から住む人を呼び込む定住人口獲得の拠点として、丁寧に美しく宅地や商業地として開発していくべきと強く考えます。

その駅の東口のそばに、行政が西口整備で不足する台数確保のためとはいえ、既にある民間駐車場の近くに公費で駐車場の整備を行うことは、本市の宅地開発の未来を託すべき大きな可能性を秘めたエリアの開発として、大変疑問です。

地道にしっかりと住む人々を増やしつつ、市民のニーズが高いファミリーレストランなどの誘致も含めた、しっかりと市民の意向を反映した駅前広場整備計画づくりが、本市の未来の鍵を握っていると考えます。

ぜひ、今、既に安全性の大きな課題がある歩行空間を速やかに整備し、併せて駐輪場の移転による自転車の安全を確保した上で、しっかりと市民の意向を調査した結果、それでも市民の方々が回転広場の設置を望むのであれば、公費を投入して用地を買収の上、交番を移転することや駅東口に公費で駐車場を整備することをしっかりと市民に説明した上で進めていく必要があると考えます。

また、同様に、現在のかみのやま温泉駐車場の進入口を変更してにぎわい広場を設置するのであれば、市民や商業者団体、民俗行事団体の皆様の意向を調査し、協議をしながら事業を進めていく必要があると考えます。

コロナ禍の今、多くの人々が先の見通せない漠然とした不安を抱え、大変な状況にあると言えます。また、本市において、本年7月28日の大雨災害では、前川の氾濫ではなく、本市でも初めてと言える八幡堂川などの越水により市内各所に大変大きな被害が出ている状況です。

この状況下、市政のかじ取りで一番苦労しているのは紛れもなく市民の未来を託された横戸市長をはじめとした執行部であり、私たち議会もその責務は同様と重く感じています。

このような難しい時代だからこそ、パブリックコメントなどの様々な声や意見により一層耳を傾け、市民の意向を反映した駅東側を含めた駅前広場整備計画づくりを含む、駅前広場整備計画の大幅な見直しを提案いたしますが、市長の御所見をお伺いして、私の第1問といたします。

○大沢芳朋議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 1番谷江正照議員の御質問にお答えいたします。

初めに、現況の駅前広場ですぐに行うべき安全対策等について申し上げます。

当該事業につきましては、整備・活用方針に基づき、安全対策に加え、公共交通の利便性向上やにぎわい創出等について一体的に取り組んでまいります。

なお、整備の内容につきましては、今後とも市民をはじめ、関係団体等との意見を踏まえながら進めてまいります。

次に、市民の意見を反映した駅東側を含めた駅前広場整備計画づくりについて申し上げます。

第2期上山市都市マスタープラン及び現在策定中の上山市立地適正化計画において、駅東側は都市機能が集積する本市の中心拠点として位置づけております。また、当該事業は、中心市街地の回遊拠点及び交通結節点の機能等を高める事業として位置づけております。

引き続き、市街地全体の整備計画を視野に入れながら、市民をはじめ、関係団体等の意見を踏まえながら、当該事業を丁寧に進めてまいります。

○大沢芳朋議長 谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 ではまず、答弁の中でございました一体的に取り組んでまいりますというところがございますが、一体的に進めていくということはどういうことなのかの御説明をいただきたいと思っております。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 先ほど議員のほうから植栽ますとか階段とかありましたけれども、この事業は小手先の事業ではないんですよね。総合的に、将来的に、提案があった、提言があったものをどう解決してやっていくかということ、これは安全性だと思いますが、そのほかにも先ほど申し上げましたように、回遊性とかにぎわいの創出、だから小手先ではなくて総合的にやっていく。これが議員と違うところだと思います。

○大沢芳朋議長 谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 私も決して今回提案した内容は小手先であるとは考えておりません。私なりに、現在素案で示されている回転広場の問題を深く考えるに当たり、回転広場においては今のロータリーよりも大きく動線が長く延びることに関して、またそこにバスが入ること

に関して、中に一時駐車場ができることに関して、様々な素案を読み解きまして、出来上がる回転広場は現在のロータリーよりもむしろ危険を招くのではないかと懸念しての提案でございます。

続きまして、その回転広場における懸念でございますが、まず素案のレイアウトを見た方だと大体イメージがつくと思うのですが、回転広場で降車場所を守って人を降ろした際に、必ずその車の後ろに数珠つなぎに車が連なります。そして、数珠つなぎになった車で、降車位置を守らずに五月雨的に降車が起る可能性があります。

まず、この部分に関してどのように考えているかお示してください。

○大沢芳朋議長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 我々のほうで今考えております回転広場につきましては、道路構造令、こういった車の車間等を踏まえた形での計画になっておりますので、まして車道に隣接をして歩道も整備するわけでありまして、そのあたりは現況と全く違うと。しっかりと分けるといふうなことが可能だといふうに捉えております。

○大沢芳朋議長 谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 私の今回の一般質問での提案も、まさに歩車はしっかり分離されております。その分で滞留時間が短いことによる、車の移動空間が短いことによる現状のロータリーの安全性も加味して考えたところでもあります。

この素案の回転広場ではありますが、中に一時駐車場が10台分取っております。そのときに、降ろした車が、一時駐車場に入る進入口をショートカットしてロータリーを出て行ってしまう懸念も考えられます。このようなことが1台始まりまると、後ろに続く車も同様に一時駐車場

をショートカットして出ていくことも大きな課題、懸念と考えますが、いかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 新たな回転広場の配置につきましては、議員おっしゃった一般車両はそのような台数ですけれども、ある程度、こういう計画、配置になった中で、利用していただきながら規則性といったところは当然徐々に確認をしていただけたと思いますけれども、いずれにしても、回転ロータリーは道路というふうな位置づけにもなりますので、安全対策、議員おっしゃったようなことなるべくないような形で、詳細な部分は今後しっかり検討していければなと思っていますところでございます。

○大沢芳朋議長 谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 今、回転広場は道路であるという御説明がありました。現状の広場のロータリーの扱いは、広場内の自主的なマナーというふうな感じであるのですが、今回できる素案で考えている回転広場は、道路交通法に基づく道路というふうな形で認識してよろしいのでしょうか。

○大沢芳朋議長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 おっしゃるとおりでございます。

○大沢芳朋議長 谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 第1問のほうに戻りますが、一体的に取り組んでまいりますという説明でございました。

そこで、しかし、私たち議員のほうで、当初市の方針を説明いただいたときに、平成29年5月11日ではありますが、その部分で最後に、この事業に関しては緊急性や事業実施上の効率性を勘案し、段階的に進めることとするというような表現もございます。

まさにこの部分を私は、こういう取組は必要だということで、緊急性や事業実施上の効率性を勘案した上で、安全に対する取組はもう既に行うべきではないかということを提案したものであります。その部分に関して、一体的に取り組んでいく中でその部分の歩みを進めるかどうか、考えているかお示してください。

○大沢芳朋議長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 過年度の状況と現在、当然時間が流れておるわけでございますけれども、当時の取組状況につきましては、ある程度予定ということで位置づけをしていたのかなというふうに思いますけれども、先ほど市長も申し上げたとおり、都市計画事業でございますので、交通安全に特化したふうな事業ではありませんので、やはりにぎわいの創出とか公共交通の利便性の向上、安全対策、これらをしっかりと一体的に行うと。

そうでないと、効果が限定的になるということもございます。さらに、事業実施を踏まえますと、かなり効率的ではないということも考えられますので、進め方としては、今申し上げたようなところでございます。

○大沢芳朋議長 谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 ただいま課長のほうからにぎわい広場の部分に関しても触れられた部分がございますが、このにぎわい広場を整備する関係上、かみのやま温泉駅駐車場の進入路を北側に設けるといような素案のまずは扱いでございました。

パブリックコメントにもありますが、ここの進入路は大変危ないのではないかと。また、その進入路の入り口は救急車も止まる病院の前であります。そして、さほど広くはありません。まして信号がない五差路であります。

ここを進入していく際に、生徒との動線の交錯や、また台数が減じられて35台程度になってしまったかみのやま温泉駅駐車場が常時満車状態で、ここを駅に急いで来た方が満車で方向転換をして急いで行く際に、私は、またその先にほとんどの明新館の生徒が通る宮の脇架道橋という細い線路下のガードがございます。この宮の脇架道橋にこういった車の流れが発生してしまうことで、より安全にとしてつくったこの計画が、より危険を広く振りまいてしまうのではないかと大変懸念しています。

現状のまま一体的に進めて、令和8年の事業完成とともに安全が担保されるという考え方で市はあるということでしょうか。

○大沢芳朋議長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 当然事業をやらせていただくわけでありますので、整備方針の1つである安全対策は確保されるというふうに考えられると思います。

○大沢芳朋議長 谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 確かに令和8年のこの素案のものが、今私が指摘したところも勘案されて直されれば、なるかとは思うのですけれども、この令和8年の実現では、私、遅いと考えております。

ましてや令和8年まで大丈夫、その安全に対して大丈夫だというのであれば、この事業自体の必然性とか必要性、9億円のこの事業に関して大変な疑問が私は考え得るのですけれども。

それで、令和8年ではなく、今できる歩行者と自転車の安全対策をするべきだと。そしてなおかつ、私が提案した歩行者と自転車の安全対策は素案の意を酌んで提案してあります。素案でも私が提案している部分の歩道は整備しますし、その部分に屋根がかかります。駐輪場も駅

の東広場に市のほうも考えております。これは私も大いに賛成するところでございます。そして、観光案内所までの屋根もかけてあるような素案でございます。

この素案は、その部分に関して安全、私は非常に賛同しますので、その部分だけでも先に行うことが、令和8年を待たずに、市民や来訪者の安全確保に大きくつながると考えますので、その部分に関して前倒しでする気はないのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 今、いろいろお聞きしているところでございますが、これは総合的な計画なんですよ。ですから、総合的な計画ができない限りは、どこをいじる、ここをいじるなんてできません、これは。

ですから、幾ら安全対策といえども、その部分だけ先取りするなんて、総合的な設計そのものがまだできないわけですから、そこだけ先取りしてなんてできるはずがないでしょう。これは事業展開の総合的なことを考えたとき、はっきり分かるでしょう、それは。そうじゃないですか。

○大沢芳朋議長 谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 私はそのような市長の考えも理解いたしますが、私なりには今前段でお話ししたとおり、素案の意を酌んだ提案をしておりますので、その部分だけ進めることは可能であると強く考えております。

ましてや、今コロナ禍におきまして移動の制限がかかっている段階で、駅があまり活発に使われていない段階から早く計画を前倒しすることによって、アフターコロナに来ると言われている観光とか旅行業の活性化に、その際に令和8年まで駅が工事をしていて大変使いづらいな

んでいう状況は、大変市としてももったいないと考えるので、提案したところでございます。

重ねて、この工事をするところのもう一つのメリットであります。建設課のほうでは実証実験なども踏まえて取り組んで素案をよりよいものとしていくというふうに話しております。

そうであれば、今すぐできる駅の東側のほうの広場に駐輪場を整備すること、そして、歩く生徒にも自由通路を渡っていただいて、その間、測量とか工事に係ることを早くすることは、事業のスピードアップにもつながりますし、その間の協力いただいた生徒の安全性も大変向上します。

このようなことをやるということをご決断していただいて、明新館の生徒の駐輪場は東側に速やかに移転をする。歩く人たちには理解をいただいて、自由通路で行っていただく。その間、子どもたちの心配のない駅前広場のほうを測量するなり工事に向けた検討をするなりしておくことが、本市の将来に大変有効であると考えられるのですが、いかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 先ほど申しあげましたように、これは総合的な計画ですから、先取りとかなんとかはまた別の事業になりますからね。ですから、それは一体的な事業だというふうに認識しております。

○大沢芳朋議長 谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 市のほうの考えは変わらないということですが、ぜひ、当初議員のほうには、緊急性や事業実施の効率性を勘案して段階的に進めるといふようなことがもう文言でございまして、この文言に沿ってこの事業を実施していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 初めの基本構想についてうちの課のほうで担当したものですから、そのときの考え方をお示しします。

先ほど市長がおっしゃったように、全体的な計画を立てた上で段階的に進めていくと。

今、谷江議員がおっしゃっているのは、全体的な計画はまだ定まらなくても、先行して決めていくというふうな考え方をお示ししますので、全体的な駅前在り方についてまとめた上で段階的に進めていくという内容で、このような記述をしたものでございます。

○大沢芳朋議長 谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 課長から今説明をいただきましたが、この計画を進めていく大きな基になる素案であります。

先ほどは回転広場に対する私なりの疑問点を示させていただきました。もう一点、この素案のほうには、歩行空間に屋根がかけてあります。そして、その屋根に関してであります。当初からこの屋根に関しましては、この事業の当初から議員のほうとしては、早く屋根をかけてほしいと、いつまで冬季間雪による進入禁止区域を駅前につくるのかというようなことも提案してあります。

そのような意見を市のほうに上げてあり、また、一般市民の方のアンケートにおいても、屋根の必要性が35%と非常に高い数値でアンケートには示されてあります。

このような市民や議員の意向を受けてつくられるべき素案であると思うのですけれども、この素案において、パブリックコメントで実施した素案において屋根が明示してありますけれども、この屋根というのは落雪落氷対策などは取っているのかお聞きいたします。

○大沢芳朋議長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 現況の冬の状態は当然把握しておるわけでございますので、落雪そういったものを加味した屋根をとという考え方は持っております。

あわせて、やはり駅舎そのものの高さ、屋根の高さがありますので、高低差六、七メートルあるのでしょうか、そういうところで、そのような屋根をつけるだけでなく、これは個人的な部分でございますけれども、雪止めそういったところも必要性については今後検討していかねばならないなと思っておりますけれども、いずれにしても、スノーストップをつけたとしても、やはりかなりの高低差がございますので、100%全てを効果があるというのはなかなか難しいと思っておりますので、最初に申し上げたとおり、屋根につきましてもそのようなものを踏まえたもので考えていかねばならないかなというふうに考えております。

○大沢芳朋議長 谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 では、ぜひ素案を進めていく際にも、こういった部分に関してはしっかりと検討がなされることを望むところでございます。

次に、駅東側を含めた駅前広場整備計画づくりであります、パブリックコメントにおきましても、ぜひ東側からも駅に入るようなこととしてほしいなという意見もございました。

現状は駅の東側に駐車場を整備するのみの計画となっておりますが、やはりこのようなことでは非常に計画がもったいないと思っております。

市長の答弁のほうでは、駅東側は都市機能が集積する駅の機能、駅西側は中心市街地の回遊拠点、交通結節点の機能ということでございまして、私はこの2つの機能を融合してこ

そよりよいものになると考えます。決して別々なものであってはならないと。東西融合した計画自体が本市の発展の大きな鍵を握っておりますが、融合させて考えることはないでしょうか。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 当然融合して考えておるところでございます。

○大沢芳朋議長 谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 融合して考えているという市長の御答弁であります、その際に、1問目でも述べましたが、民間駐車場、あまり利用が進んでいない民間駐車場や市営駐車場のあるところに、さらに駐車場を建てると。

しかし、東口は居住用途に対して非常にいい土地であると市でも認識していると思っております。やっていることが矛盾しないのでしょうか。

○大沢芳朋議長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 東口の駐車場につきましては、先ほど来でございますとおり、西口整備に伴うものということにはなっておるわけですが、当然、市街地全体の整備計画というものをおのおのの計画で持っております。

その中で東口につきましては駐車場、当然東側の方々が駅駐車場として使いたいというニーズがあるわけでございますので、現況で、その整備にかかわらず、今契約をしていただいているそういった方もいらっしゃるわけでありまして、確かに駐車場につきましては都市計画上は低利用というふうな扱いになろうかと思っておりますけれども、東側の区域につきましてはその駐車場も含めまして、あとは民間の所有地がございまして、それらはいわゆる低未利用地になりますけれども、これらを宅地造成などそういった開発を促しながら進めていくことで、今考えておるところでございますので、それと一

体となって、先ほど申し上げた東口の市営駐車場もエリアの1つとして考えておりますので、そういう考え方で東の部分については視野に入れているというところでございます。

○大沢芳朋議長 谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 今、市のほうで検討している駐車場を設置する部分に関しては、宅地としては第一級品かなと考えるところでございます。

また、ちょっと素直な質問をさせていただきますが、自動車の移動が8割を超えている本市です。そして、駅西側は常時100台から150台の駐車場利用があります。そして、ほかよりも高齢化率が高い上山市は、これからも高齢者が増えていく中で、駅東側の駐車場から歩いて階段を上り下りし、さらにホームの階段を上り下りさせて駅の利用をさせるのか。

あと、階段の不自由な方や障がいを持った方、子育て世代のお母さんが東京などに行くときに、東口に車を置いて、キャリーバッグを引き、子どもをだっこしながら雨風の当たる露天を駅東側の自由通路入り口まで歩いていくようなことが、本当に居住誘導に結びつく駅なのか、大変疑問であります。この部分に関してはいかがお考えでしょうか。

○大沢芳朋議長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 駅東エリアにつきましては、まさにこれから、先ほど申し上げたような事業の動きが当然ありますので、当然今後そういう情勢なり整備が進んだ中で、機運が高まるそういうところがあれば、当然鉄道事業者におかれましても、そのような需要、ニーズに応えるというふうなところも出てくるかと思っておりますけれども、現時点におきましては、そのような施設の配置状況は認識しておりますけれども、

まずは地域の魅力を高めるというところがまず大事なのかなというふうに考えているところでございます。

○大沢芳朋議長 谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 素案の中にも、かみのやま温泉駅は、日常利用の市民及び周辺地域の通学生が使用対象であり、日常の核として駅機能の整備が重要であるというふうにございます。

私は、しかし、この素案そのものが朝の1時間のみの部分に関してもう重点を置き過ぎたことで、その1時間のみにもどのように歩車分離するかのみで終始した案になっていると少し懸念をしているところであります。

その結果、多くの一般市民の終日における駅の利便性を著しく損なう可能性があると考えますので、その部分に関してはぜひさらに検討を進めていただきたいと思います。

また、人口減少対策にもこの駅前広場整備事業というのは寄与する部分はなかなか少ないかと考えますので、定住者獲得の上山市居住誘導を図る東口周辺の開発の足かせにならないように、ぜひ考えていただきたいと思います。

ここ何日か市民の方に意見を聞いて歩きますと、ウイズコロナの今、本市始まって以来の水害もあり、このような対策のほうは危急ではないかとの声がほとんどでありました。ぜひコロナ対策、収束はまだ先が見えませんが、先ほど述べた高校生や利用者の安全確保を速やかに行うように重ねてお伝えしまして、私の質問といたします。ありがとうございました。

~~~~~  
散 会

○大沢芳朋議長 以上で本日の日程の全部を終

了いたしました。

これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時43分 散 会